

## 第5章 その他のトピックス

第1節 諸外国における公的年金の財政検証

第2節 世代間の給付と負担の関係

第3節 給付と財源の内訳（バランスシート）

第4節 被用者年金一元化に伴う共済組合の拠出金及び交付金の  
見通し

## 第 1 節

# 諸外国における公的年金の財政検証

日本と同様、公的年金の財政に関して、政府による検証が諸外国においても行われている。生活様式はもちろんのこと、人口動向や経済状態、年金制度をはじめとした社会保障制度は国ごとに異なる。しかし、我が国の年金財政や年金財政検証を検討するに際して、他国の別の事例を知ることに意義はある。

本節では、日本の年金財政検証の議論に資することを目的として、諸外国における公的年金の財政方式及び財政検証の方法について概観する。

内容は執筆時点（2015年7月）におけるものであることに御留意願いたい。また、厚生労働省 HP に掲載されている以下のページも併せて御利用いただきたい。  
各国の年金財政見通し

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei/index.html>

## 1. 米国〈United States of America〉

### （1）財政方式

老齢・遺族・障害保険〈Old-Age, Survivors and Disability Insurance〉（略称．OASDI）の財政方式は、1970年代に「長期的な財政運営は、ほとんど賦課方式に近い」と評価されていたが、現在では部分積立方式〈partial advance funding〉に移行していると評価されている。1977年及び1983年の改正により、当面の給付を賄うために必要とされる保険料率よりも高い水準の保険料率を設定したため積立水準が上昇した。2013年の積立水準は3.32である。社会保障税率は、2011年及び2012年は一時的な特別措置として2%引き下げられて10.4%となったものの、1990年以降12.4%が適用されている。1984年以降では2010年に、運用収入を除いた収入（社会保障税、国庫負担及び年金受給者からの所得税）だけでは支出を賄うことができなくなった。

積立金は、市場で取り引きされている国債ではなく、いつでも額面で現金化することが可能な特別の国債へ全額投資されている。

## （２）財政検証

社会保障法第 201 条第 c 項により、OASDI を管理する信託理事会〈The Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Federal Disability Insurance Trust Funds〉が設置されている。信託理事会は、財政の現況と将来見通しに関する報告書を毎年作成している。

2015 年 7 月に公表された“The 2015 Annual Report of the Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Federal Disability Insurance Trust Funds 〈老齢・遺族・障害年金の信託基金についての信託理事会による 2015 年年次報告書〉”が、直近の財政検証結果である。短期見通し（2015 年から 2024 年までの 10 年間）と長期見通し（2015 年から 2089 年までの 75 年間）とが作成されており、3つの前提（低コスト、中位、高コスト）に基づく見通しが示されている。

## 2. カナダ〈Canada〉

### （１）財政方式

カナダ年金制度〈Canada Pension Plan〉（略称．CPP）では、制度創設（1966 年）当初は約 2 年分の給付額に相当する少額の準備金を維持しながら賦課方式による財政運営がなされており、積立金は、市場利回りよりも低利回りの州政府の長期非市場性有価証券へ主に投資されていた。

1997 年改正により、財政運営は部分積立方式〈partially funded plans〉へ移行した。短期的には保険料率引上げ、長期的には給付引下げを行うこととなり、積立水準は上昇した。より高い利回りを求めて、カナダ年金制度投資委員会〈Canada Pension Plan Investment Board〉（略称．CPPIB）が積立金の市場運用を行っている。

### （２）財政検証

財務大臣等は CPP の財政状態を 3 年に 1 度再検証する必要があることと、検証結果を踏まえて給付若しくは保険料率又はその両方の変更を勧告することができることとが法定されている（カナダ年金制度法第 113.1 条第 1 項）。金融機関監督室〈Office of the Superintendent of Financial Institutions〉（略称．OSFI）に所属する独立部門の首席アクチュアリー室〈Office of the Chief Actuary〉（略称．OCA）が財政検証担当部局であり、OCA の指摘事項を踏まえて、財務大臣等は年金制度について勧告することができる。

2013年12月に公表された“The 26th Actuarial Report on the Canada Pension Plan as at 31 December 2012 (2012年12月31日現在のカナダ年金制度に関する第26次数理報告書)”が、直近の財政検証結果である。2013年以降の75年間を推計期間としており、主な結果は以下の通りである。

- ・法定保険料率9.9%にて財政運営を行った場合、2013年から2022年までは保険料収入で支出を十分賄う。その後は運用収入を費やすようになり、2050年には運用収入の27%分を費やして、保険料収入の不足を補っている。当面の10年間では積立金は急増するものの、その後の増加はゆるやかになる。2012年末積立金は1,751億カナダドルであり、2020年末に2,995億カナダドルになる。積立水準は2013年4.7から2025年5.4、2075年5.9になる。
- ・2015年までは法定保険料率9.9%にて財政運営を行うという前提の下では、2016年以降の最低保険料率は9.84%になる。この場合、積立水準は2013年4.7から2025年5.3、2075年も2025年と同水準になる。
- ・被保険者数は2013年13.5百万人から2020年14.5百万人になると見込まれ、法定保険料率9.9%にて財政運営を行った場合、保険料収入は2013年423億カナダドル、2020年560億カナダドルになる。
- ・老齢給付の受給者数は、2013年4.6百万人から2050年10.2百万人になると見込まれる。

### (3) 財政検証に対する外部検証

OCAが正しく、適切な数理的助言を議員やカナダ国民へ行っていることを保証することを目的として、OCAは、外部専門家へCPP数理報告書に対する評価を依頼している。1999年に初回の外部評価が実施されている。

第26次数理報告書の外部評価のために、2013年5月に外部専門家の募集が行われた。外部専門家選定のためには、英国の政府アクチュアリー庁(Government Actuary's Department) (略称、GAD)へOCAは協力依頼を行っている。外部専門家への応募者からの申請書をGADは直接受け取り、応募者についての調査結果をまとめて、応募者に対する順位付けを行った上でOCAへ回答を行った。GADが選定した上位3人を、OCAは外部専門家とした。2014年3月に公表された“Review of the 26th Actuarial Report on the Canada Pension Plan”が外部専門家による報告書である。GADは外部専門家による報告書の評価を行うことも依頼されている。外部専門家は全ての主たる論点を十分検討し、妥当な内容であるとGADは評価している。

### 3. 英国〈United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland〉

#### (1) 財政方式

国民保険〈National Insurance〉の基幹制度である年金制度の財政運営では、賦課方式が採用されている。慎重な基金運営のために年間給付費の6分の1に相当する額の積立金を最低限保有する方針がある。また、1993年社会保障法第2条第2項及び第3項に基づき、ある年度の3月末積立水準の見込み値を踏まえて基金維持のために必要と判断される場合は給付費の17%までを上限として国庫からの拠出を行うことができる。

#### (2) 財政検証

1992年社会保障管理法第166条に基づき、少なくとも5年ごとに、政府アクチュアリーは国民保険基金の財政検証を行う必要がある。給付支払いのために負担可能であると想定される範囲の決定を財政検証の目的としており、以下の点を政府アクチュアリーは考慮する必要がある。

- ・ 現行の保険料水準
- ・ 長期間の保険料から得られる利子収入
- ・ 現在及び将来の国民保険基金へ影響を与えると想定される他の事象

2014年7月に公表された“Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2010〈政府アクチュアリーによる2010年4月時点における国民保険基金の5年ごとの再検証〉”が、直近の財政検証結果である。2010年から2075年までの期間について、以下の条件下で推計がなされている。

- ・ 現行法（2014年改正前）を前提とする基本前提や様々な前提の下で、財政収支の見通しを作成する。積立金がいつ枯渇するかを知るために、保険料率一定を仮定する。
- ・ 2014年改正法の影響を検討するための推計は、基本推計ほど詳しくはない。
- ・ 運用収入を除いて、収入と支出とが等しくなるような保険料率（賦課的な保険料率）の見通しを作成する。
- ・ 前回再検証より後の法改正による年金制度への影響、実績値及び前提の変更を考慮する。

## 4. フランス〈République française〉

### (1) 財政方式

基礎制度〈régime de base〉と補足制度〈régime complémentaire〉との財政運営では賦課方式〈système en répartition〉が採用されている。

賦課方式を採用しつつも、ベビーブーマー世代の退職及び平均余命の伸長に備え、年金制度の長期的な持続可能性に資するために積立金を保有することとなり、積立金管理を目的として 1999 年に年金積立基金〈Fonds de Réserve pour les Retraites〉(略称. FRR) の設立が決定され、2003 年に運営開始となった。設立から 2010 年までは、2% の社会税の一部、全国被用者老齢保険金庫〈Caisse nationale d'assurance vieillesse des travailleurs salariés〉(略称. CNAV) の剰余金、国有資産の売却益(民営化等)、全国電力及びガス産業金庫〈Caisse Nationale des Industries Électriques et Gazières〉(略称. CNIEG) からの追加拠出金(2005 年に一時金で拠出)などを原資として、投資を行い、2020 年から 2040 年までの CNAV、全国商工業自治機構〈Organisation autonome nationale de l'industrie et du commerce〉(略称. ORGANIC)、全国手工業者老齢保険補償自治金庫〈Caisse autonome nationale de l'assurance vieillesse artisanale〉(略称. CANCAVA) からの給付に使われる予定であった。

2010 年年金改革により、以下の改正がなされた。

- ・ FRR 管理下の積立金は、2011 年から 2024 年までの間、社会保障償還金庫〈Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale〉(略称. CADES) に毎年 21 億ユーロ支払うことが可能となるように、2024 年までは継続して管理される。
- ・ 2020 年に CNAV へ CNIEG 拠出金とこれに対応する運用結果とを支払う。
- ・ 従来、FRR が受領していた資金は、CADES が受領する。

### (2) 財政検証

経済、社会及び人口の推移を踏まえ、強制加入の公的年金制度の推移及び中長期的な見通しについて報告書を作成し、少なくとも 5 年に 1 度は財政状況見直しを作成することが、年金方針評議会〈Conseil d'orientation des retraites〉(略称. COR) の役割として法定(社会保障法典第 114-2 条第 1 項)されている。2012 年 12 月に公表された“Retraites: perspectives 2020, 2040 et 2060 〈年金: 2020 年、2040 年及び 2060 年における展望〉”が、直近の財政検証結果である。2011 年を起点とし、2012 年から 2060 年までの期間について、複数の前提の下で推計がなされている。

また、2014年1月に社会保障法典第114-2条第4項は改正され、年金制度の将来的な公平性を確保するため、指標に基づき、年金制度の年次報告書を作成することがCORの役割として規定された。2014年6月に公表された“Évolutions et perspectives des retraites en France〈フランスにおける年金制度の推移と見通し〉”が、初回の報告書である。

## 5. ドイツ〈Bundesrepublik Deutschland〉

### (1) 財政方式

一般年金保険〈allgemeine Rentenversicherung〉と鉱員年金保険〈knappschaftliche Rentenversicherung〉とからなる公的年金保険の財政運営では賦課方式〈Umlageverfahren〉が採用されている。保険料収入だけでは支出を賄うことはできず、国庫補助〈Bundeszuschuss〉が行われている。

一般年金保険の年末時点持続可能性積立金〈Nachhaltigkeitsrücklage〉の額が、支出額から国庫補助の額を控除した額の月額相当額の20%を下回る又は150%を上回ると見込まれる場合に、保険料率を変更する方針が法定（社会法典第6編第158条）されている。

### (2) 財政検証

ドイツ連邦政府〈Bundesregierung〉は、毎年11月30日までに年金保険報告書〈Rentenversicherungsbericht〉を立法府へ提出する義務を負っており（社会法典第6編第154条第1項及び第3項）、ドイツ連邦労働社会省〈Bundesministerium für Arbeit und Soziales〉が報告書作成を行っている。報告書には、税引き前標準年金の水準〈Sicherungsniveau vor Steuern〉が2020年までに46%を、2030年までに43%を下回らないかどうか、一般年金保険の保険料率が2020年までに20%を、2030年までに22%を上回らないかどうかを15年間の中位推計にて確認した結果等が記載される。

2014年11月に公表された“Rentenversicherungsbericht 2014〈2014年年金保険報告書〉”が、直近の財政検証結果である。保険料率と税引き前標準年金の水準とに関する財政目標が維持されているという判断がなされている。

## 6. スウェーデン〈Konungariket Sverige〉

### (1) 財政方式

公的年金は所得比例年金〈inkomstpension〉と積立年金〈premiépension〉とからなる。所得比例年金では賦課方式〈fördelningssystem〉による財政運営を行いながら、積立金を保有しており、ある年の年金給付はその年の保険料収入と積立金の運用収入とにより賄われる。積立年金では積立方式〈fonderat system〉による財政運営が行われている。被保険者ごとに年金原資が管理され、被保険者はファンド購入が可能である。

### (2) 財政検証

政府により指示された機関が年金制度年次報告書を毎年作成することが法定（社会保険法典第 55 条第 4 項）されており、年金庁〈Pensionsmyndigheten〉が担当している。

2015 年 4 月に公表された“Pensionssystemets årsredovisning 2014〈2014 年年金制度年次報告書〉”が直近の財政検証結果である。2014 年末時点の公的年金財政状況と 2014 年から 2088 年までの 75 年間の推計期間とする長期推計とについて報告がなされている。

## 7. フィンランド〈Suomen tasavalta〉

### (1) 財政方式

民間被用者年金制度の TyEL では部分積立方式が採用されており、老齢年金及び障害年金では積立部分と賦課部分とに分割され、財政運営がなされている。遺族年金及び短時間労働年金では、賦課方式が採用されている。

### (2) 長期の財政見通し

法定ではないものの、フィンランド年金センターにおいて、60 年から 70 年程度を推計期間とする長期の財政見通しが 2～3 年ごとに作成される。見通し作成の対象制度は全ての公的年金制度であるが、TyEL の見通し結果が主に示されている。

2013 年 4 月に公表された“Lakisäätteiset eläkkeet: pitkän aikavälin laskelmat 2013〈公的年金：2013 年長期見通し〉”が直近の財政見通し結果であり、2013 年から 2080 年までの期間の財政見通しが作成されている。TyEL の保険料率は 2012



年 22.8%であるが、今後の 10 年間で 25%程度に上昇して 2050 年後半まで推移し、更に 2080 年までには 26%に上昇すると見込まれている。

## 8. 大韓民国〈대한민국〉

### (1) 財政方式

国民年金〈국민연금〉の保険料率は国民年金の財政が長期的にバランスを保つことができるように調整することが必要であると法定(国民年金法第 4 条第 1 項)されており、財政運営では部分積立方式〈부분적립방식〉を採用している。保険料賦課対象収入総額に対する給付費の比率は 2013 年 3.7%であるものの、現行の保険料率は 9%であり、積立金は増加をつづけている。大韓民国では高齢化が急に進行すると見込まれており、積立金保有目的は後代の保険料負担増加を緩和することにある。

### (2) 財政検証

保健福祉部長官〈보건복지부장관〉は、5 年ごとに国民年金の財政見通しを作成し、制度運営全体についての計画を策定する必要がある(国民年金法第 4 条第 2 項)。

2013 年 3 月に公表された「제 3 차 국민연금 재정계산 장기재정전망 결과〈第 3 次国民年金財政検証 長期財政見通しの結果〉」が、直近の財政検証結果である。財政検証期間は 70 年であり、2083 年までの財政見通しが作成されている。現行制度を前提とした場合に、

- ・支出は 2031 年に保険料収入を、2044 年には総収入(保険料収入+運用収入)を上回る。積立金は 2043 年に最大額(2,561 兆 韓国ウォン)になった後に急減し、2060 年に枯渇する
- ・賦課方式の場合の保険料率は徐々に増加し、2083 年には 23%の水準に到る結果が得られており、現行の年金制度下では今後の 70 年間に年金支給が難しくなることが指摘されている。

第5-1-1表 諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	フィンランド	大韓民国	日本
参照対象報告書	2015年(信託基金報告書)	第26次報告書(2012年12月31日時点)	2010年国民保険基金長期財政見通し	2012年12月公表 第11次報告書	2014年年金保険報告書	2014年年金制度年次報告書	2013年長期見通し	2013年 第3次財政検査報告書	平成26年 財政検査結果レポート
財政見通し期間	75年間(短期は10年間)	75年間	概ね60年間	概ね50年間	15年間(短期は5年間)	75年間	概ね70年間	70年間	概ね100年間
経済前提(最終的な数値)	低コスト 中位 高コスト				低位 中位 高位	楽観 基本 悲観	楽観 基本 悲観		8通り
物価上昇率	3.4% 2.7% 2.0%	2.2%	2.0%			2.0%	1.7%	2.0%	2.0% 1.4% 1.8% 1.2% 1.6% 1.2%
賃金上昇率(名目)	5.20% 3.87% 2.55%				(旧西ドイツ) 2.0% 3.0% 4.0%				
(実質)	1.80% 1.17% 0.55%	1.2%	2.4%	1.8% 1.5% 1.3%		2.5% 1.8% 1.0%	2.1% 1.6% 1.1%	2.0%	2.3% 2.1% 1.8% 1.6% 1.3%
運用利回り(名目)									
(実質)	3.4% 2.9% 2.4%	4.0%	1.15%			5.5% 3.25% 1.0%	4.5% 3.5% 2.5%	3.2%	3.4% 3.3% 3.2% 3.1% 3.0% 2.8%
積立水準 (前期未積立金÷期中支出)	OASDI 3.32 (2013年)	CPP 4.89 (2013年度)	国民保険 0.33 (2013年度)		一般年金保険 1.80月分 (2013年)	所得比例年金 3.8 (2013年)	TyEL 7.5 (2013年)	国民年金 26.1 (2013年)	厚生年金 4.0 (2013年度)
積立金運用方法	全額財務省特別債券	債券・株式等				債券・株式等	債券・株式等	債券・株式等	債券・株式等

注1. 各国政府が作成した公的年金の財政報告書を基に、独自に作成したものである。  
 注2. ドイツの積立水準はドイツ年金保険組合資料に基づく。他の国の積立水準は年次報告書を参照して独自に計算を行っている。  
 注3. スウェーデンの積立水準は、Inkomstpensionの積立水準である。

## ＜世代間の給付と負担の関係の基本的な考え方＞

個人が納付した、あるいはこれから納付することとなる保険料累計額の現在価値と、受け取った、あるいはこれから受け取ることとなる年金給付累計額の現在価値を比較して、世代によってこの関係が異なることをもって、世代間の不公平を指摘されることがしばしばある。

この点については、平成 25 年に開催された社会保障制度改革国民会議でも議論が行われ、同年 8 月にとりまとめられた報告書には、次のように考え方が整理されている。

『 いわゆる中立命題<sup>(33)</sup>の本質である私的な扶養と公的な扶養の代替を考えれば、年金制度の中だけで自分が払った保険料と自分が受け取る年金給付を比較する計算は、本当の意味での世代間の公平を表すものではない。仮に、公的年金が存在しなければ、その分同様に私的な扶養負担が増えることとなるだけであり、私的扶養の代替という年金制度が持つ本来機能を踏まえた議論が必要である。

さらに、公的年金制度は、寿命の不確実性のリスクや生涯を通じた所得喪失（障害年金、遺族年金）への対応といった保険としての機能を有しているが、例えば障害年金の周知度は 50%程度にとどまって（2011（平成 23 年）国民年金被保険者実態調査）おり、このような機能の再認識が必要である。

残念ながら、世間に広まっている情報だけではなく、公的に行われている年金制度の説明や年金教育の現場においてさえも、給付と負担の倍率のみに着目して、これが何倍だから払い損だとか、払った以上にもらえるとか、私的な扶養と公的な扶養の代替性や生涯を通じた保障の価値という年金制度の本質を考慮しない情報引用が散見され、世代間の連帯の構築の妨げとなっている。』

※. バロー（R. J. Barro）の中立命題によると、人々が消費などの経済活動を行う際、将来世代の効用も考慮して効用の最大化を図ることを仮定すると、政府が財政支出のために国債を発行したとしても、人々はその償還のための増税を考慮し、全ての世代の効用を最大化するように家族内での逆方向の所得移転（遺産等の調整）が生じるため中立的となる。これは、異なる世代を独立した経済主体としてではなく、家族関係を通じて相互に依存する関係にある主体ととらえる考え方であり、国民会議の報告は、この考え方を高齢の親の扶養に当てはめて論じている。

このように、社会保障制度改革国民会議の報告書は、世代間の公平を論ずるに当たって、①私的扶養との代替性、②保険機能の評価の 2 点を指摘し、単純に保

保険料累計額の現在価値と年金給付の現在価値の比較により公的年金制度を評価すべきでないことを指摘している。以下、この2点について解説する。

### (1) 私的扶養との代替性

年金制度が創設されるまでは、老親の扶養は家族内で（多くは同居により）行われていた。産業構造の変化による雇用労働者の増加と都市化、核家族化が進む中で、公的年金制度が整備され、制度が成熟化するにつれて、老親の扶養が私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養に徐々に置き換わっていったと考えられる。

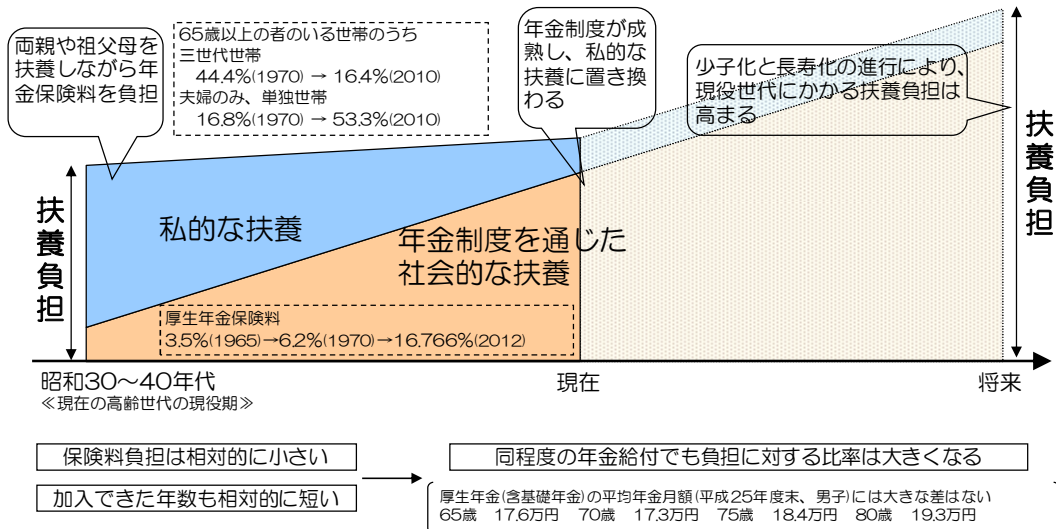
既に高齢世代となっている世代が現役期に負担した保険料の水準は現在より低かったが、彼らが現役の頃は制度も未成熟で給付水準もそれほど高くなく、三世帯同居にみられるように私的な扶養と社会的な扶養が混在した状態にあった。すなわち、私的な扶養負担を行いながら社会的な扶養のための年金保険料を拠出していたと考えることができる。

国民年金制度が創設されてから既に半世紀以上を経過し、今日では年金制度も成熟化し、かつての私的な扶養が社会的な扶養に相当程度置き換わった状態にある。保険料累計額の現在価値と年金給付の現在価値の比較だけをもって公的年金制度を論じることは、喩えるならば、昔から老親の扶養が社会的な扶養のみで行われていたかのような議論であり、この社会的な変化を考慮しないものである。

なお、今日の社会で進行している長寿化と少子化はいずれも、社会的な扶養、私的な扶養の別を問わず、現役世代にかかる老親の扶養負担そのものを高める方向に作用する。つまり、仮に年金制度がなくても、少子化の進行で子どもの数が減少する一方、長寿化が進行して老親が長生きするようになれば、子ども1人当たりの扶養負担が高まることとなる。公的年金における保険料累計額の現在価値に対する年金給付の現在価値の比率（以下「給付負担倍率」という。）が変わるのは、このように高まった老親の扶養負担を私的扶養に替わって社会的扶養である公的年金が担っているためとも言える。

## 第5-2-1図 私的な扶養から社会的な扶養への移行について

現役世代が高齢者を扶養するにあたって、公的年金による社会的な扶養と同居や仕送り等による私的な扶養は代替関係にある。年金制度の成熟化につれて、徐々に私的な扶養から社会的な扶養に置き換わってきた  
また、少子化と長寿化が進行すれば、公的年金制度の有無に関わらず、現役世代にかかる扶養負担は高まる



### (2) 公的年金の保険機能の評価

公的年金の意義は、長い人生において発生するリスクに対応し安心を得ることにある。例えば、

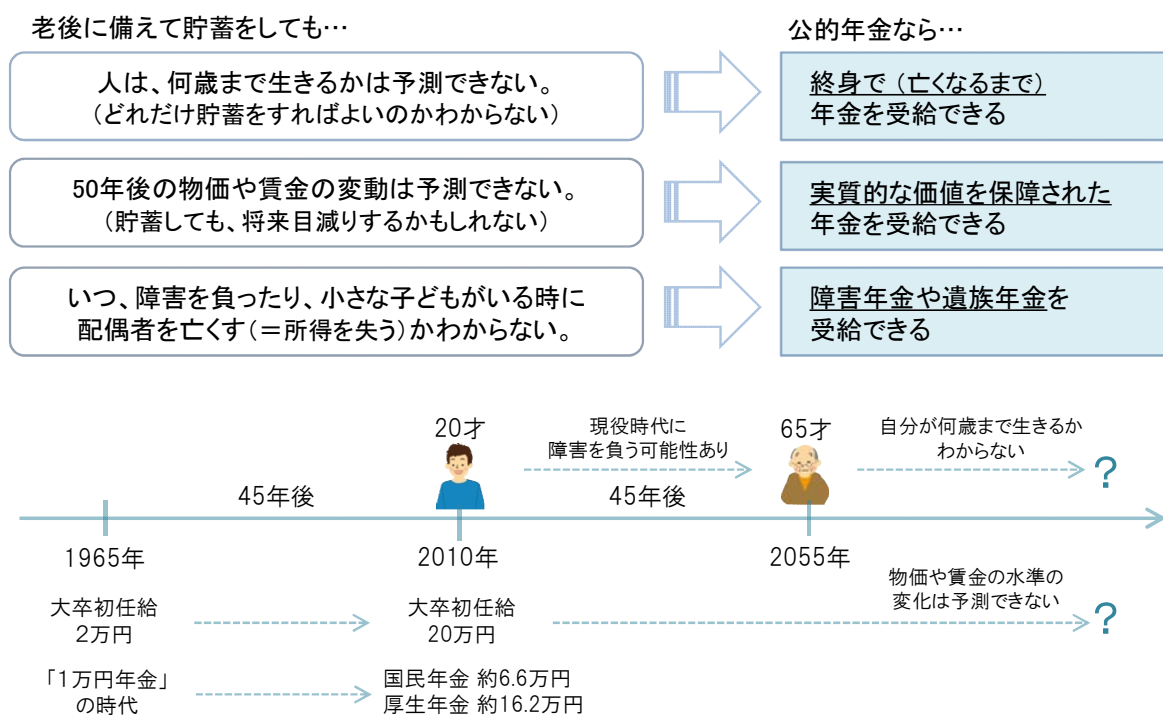
- ・ 引退するときいつまで長生きできるか前もって分からないが、どれだけ長生きしても老齢年金を終身受けることができる（終身の保障）
- ・ 物価や賃金の変動に応じて給付額がスライドされるため、実質的な価値を保障された年金を受けることができる（実質価値の保障）
- ・ けがや病気などで障害を負って働けなくなった場合は、障害年金を受け取ることができる。また、一家の大黒柱が子どもを残して亡くなってしまい収入が得られなくなった場合は、遺族年金を受け取ることができる（遺族・障害など現役期からの保障）

といったリスクに対応することで、生涯を通じた安心のメリットがある。これは、保険機能によるリスクヘッジによるメリットといえるものであり、年金の本質的な機能である。

このように、社会保険のひとつである公的年金は、あくまでも保険であり、預金・株式等の金融商品による貯蓄とは異なる。したがって、仮に、公的年金における世代ごとの給付と負担の関係について、機械的な「計算」をしたとし

でも、それは、あくまでも「平均値」としての期待値を示したものに過ぎず、公的年金制度があることでリスクが軽減されることによるメリット（期待効用の増加）について考慮されていないことには、十分留意することが必要である。

### 第5-2-2図 公的年金の意義



払った保険料に対して平均的にどれだけの給付が受けられるかという指標は、金融商品と同様の見方により、拠出に対するリターンの平均がどの程度であるかを見るものであるが、これは、年金の本質的機能であるリスクヘッジによる安心のメリットを全く考慮しておらず、これだけで年金制度の価値を判断できるものではない。

すなわち、仮に給付総額の期待値が、払った保険料総額の1倍を下回った場合でも、この計算にはこのような年金の本質的機能が考慮されていないため、これをもって年金制度に加入する価値がないと判断できるものではない。

なお、社会保障制度改革国民会議の報告書は、先述したように世代間の公平論に関する留意点を論じた上で、

『 一方で、世代間の不公平の主張の背景には、給付は高齢世代中心で負担は現

役世代中心という日本の社会保障の構造や、必要な給付の見直しに対する抵抗感の強さ、制度に対する信頼感の低下や不安感の増加があることも忘れてはならない。(中略)日本においても、次世代支援など未来への投資の拡充による「全世代対応型」への転換を進めるとともに、持続可能性と将来の給付の確保に必要な措置を着実に進めるメカニズムを制度に組み込んでいくことも求められるところである。』(社会保障制度改革国民会議報告書)

との指摘も行っており、年金制度の中における世代間の給付と負担の関係の比較のみで年金制度の評価を行うことは問題視しつつも、社会保障全体として必要な見直しが進まないことで世代間の不公平の度合いが増すことは強く戒めている。

#### (参考試算)

以上のような点を踏まえた上で、世代間の給付と負担の関係を考慮するための一つの材料として、従来より行ってきた各世代ごとの保険料累計額の現在価値と年金給付の現在価値の比較の参考試算を以下に示す。

#### (1) 給付負担倍率を計算する上での前提及び計算方法

公的年金制度では、老齢、障害又は死亡を事由とした給付を行うが、給付負担倍率の議論については、主として老齢年金について行われる。

老齢年金の受給者は、多くは20歳頃から40年間程度にわたって保険料拠出を行い、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することとなる。各人からみると、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに平均して60年以上の時間が経過することとなる。

このように大きな時点差のある保険料と年金額を比較する上で、時間の経過をどのように評価に織り込むのかについては、様々な考え方がある。

世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。そこで、世代別に給付と負担を比較するにあたっては、このような公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算している。

なお、支給開始年齢については、段階的に65歳への引上げが行われるところであり、この期間の影響が大きいことから、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金給付額でも比較している。

また、厚生年金の保険料は、被保険者本人の負担分で計算している。なお、

仮に、労使折半で負担されている保険料の事業主負担分を負担に含めると保険料負担額は2倍となり給付負担倍率は半分となる。

さらに、以下のⅠ～Ⅲのような前提をおいている。

## Ⅰ．加入者期間

### ① 厚生年金

同年齢の夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、妻はその間第3号被保険者であると仮定する。

なお、夫の賃金については、平成26年財政検証における標準報酬指数を用いて年齢別に標準報酬月額を算出しており、平均標準報酬額を42.8万円（ボーナス込み、平成26年度水準）とする。妻については、昭和61年度以降は第3号被保険者期間、それ以前は国民年金に任意加入していない期間（給付に反映されない期間）とする。

### ② 国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付すると仮定する（保険料、年金額ともに被保険者1人分）。

## Ⅱ．受給期間

男女とも、保険料を支払い終わった時点（60歳時点）における平均余命まで生存すると仮定する。なお、平均余命については、過去の完全生命表及び日本の将来推計人口（平成24年1月推計）における将来生命表の60歳時平均余命を用いている。

また、厚生年金の場合、老齢厚生年金の受給者である夫が死亡した後に妻が遺族厚生年金を受給できるが、これについても含めて計算している。



第5-2-3表 参考試算における受給終了年齢等

	夫	妻	妻の遺族年金の 受給期間
1945年生	82歳 1月	87歳 7月	5年 6月
1950年生	82歳 9月	88歳 3月	5年 6月
1955年生	83歳 4月	88歳 11月	5年 7月
1960年生	83歳 10月	89歳 5月	5年 7月
1965年生	84歳 3月	89歳 10月	5年 7月
1970年生	84歳 8月	90歳 3月	5年 7月
1975年生	85歳	90歳 8月	5年 8月
1980年生	85歳 4月	91歳 1月	5年 9月
1985年生	85歳 8月	91歳 5月	5年 9月
1990年生	86歳	91歳 9月	5年 9月
1995年生	86歳 3月	92歳	5年 9月

### Ⅲ. その他の前提

試算は、平成27年度に20～70歳である1945年生～1995年生の世代について行った。

また、この他の経済前提等については、平成26年財政検証のケースC、E、G（人口中位）に準拠している（ケースGは機械的に給付水準調整を続けた場合）。

#### （2）参考試算結果

保険料累計額の現在価値と年金給付の現在価値の比較のみをもって年金制度の評価を行うことの問題点は先述したとおりであり、給付負担倍率の試算のみで世代間の格差を議論したり、年金の損得を判断できるものではない。それを踏まえた上で、あえて機械的に計算を行い、結果について示したものが、第5-2-4表である。この試算結果については、平成25年8月に公表された社会保障制度改革国民会議報告書において「・・・年金制度の本質を考慮しない情報引用が散見され、世代間の連携の妨げとなっている。」と指摘されている。したがって、この試算を見るに当たっては、次に示す「参考試算結果を見る上での留意点」を十分に踏まえる必要がある。

また、試算結果を見るにあたって、同居や仕送り等による私的な扶養から公的年金制度を通じた社会的な扶養への移行の状況を示す1つの参考指標とし

て、各世代の40歳時点における65歳以上人口に対する世帯主が65歳以上の夫婦のみ、又は単独世帯の世帯人員数の割合も掲載している。

試算結果をみると、ケースC、Eに比べて、ケースGでは、現在の高齢者世代では、給付負担倍率は高くなっている。これは、ケースGは、ケースC、Eと比べて物価上昇率や賃金上昇率が低いため、現在の高齢者世代に対してマクロ経済スライドによる給付水準調整が十分に機能しないためと考えられる。一方、現在若い世代では、ケースC、Eに比べて、ケースGの方が給付負担倍率は低くなっているが、これは、高齢者世代の給付水準調整が十分に機能しなかったことと合わせて、女性や高齢者の労働市場への参加が進まず、経済成長が低いこと等のため、マクロ経済スライドによる給付水準の調整期間が長くなるためと考えられる。

マクロ経済スライドは、急速な少子高齢化が進行するなかで、社会全体の年金を支える力（現役被保険者数）などに応じて給付水準を調整し、年金制度の持続可能性を確保するための仕組みである。試算結果をみると、将来世代の給付を確保する観点から、マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないようにすることは重要であると考えられる。

第5-2-4表 世代ごとの給付と負担の関係について

<経済：ケースC 人口：中位>

平成27 (2015)年 における年齢 (生年)	厚生年金（基礎年金を含む）					国民年金			(参考) 高齢者のうち高齢者のみ世帯等に所属する人の割合 (40歳時点) %
	保険料負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分（再掲）		保険料負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	
				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①				
70歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,000	5,200	5.1	4,400	4.3	400	1,400	3.8	35.1
65歳 (1950年生) [2015年度時点で換算]	1,100	4,600	4.1	4,000	3.6	400	1,200	2.8	39.5
60歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,400	4,600	3.4	4,200	3.1	500	1,200	2.2	44.2
55歳 (1960年生) [2025年度時点で換算]	1,700	4,800	2.9	4,700	2.8	700	1,300	1.9	48.8
50歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,000	5,300	2.7	5,300	2.7	800	1,300	1.7	51.3
45歳 (1970年生) [2035年度時点で換算]	2,300	5,700	2.5	5,700	2.5	900	1,400	1.6	53.2
40歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	2,600	6,200	2.3	6,200	2.3	1,000	1,500	1.5	54.3
35歳 (1980年生) [2045年度時点で換算]	3,000	6,800	2.3	6,800	2.3	1,100	1,700	1.5	54.5
30歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	3,300	7,500	2.3	7,500	2.3	1,300	1,900	1.5	54.4
25歳 (1990年生) [2055年度時点で換算]	3,700	8,300	2.2	8,300	2.2	1,400	2,100	1.5	54.2
20歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	4,100	9,200	2.3	9,200	2.3	1,500	2,300	1.5	53.8

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を賃金上昇率を用いて65歳時点の価格に換算したものをさらに物価上昇率を用いて現在価値（平成26年度時点）に割り引いて表示したもの。

(注) 「高齢者のうち高齢者のみ世帯等に所属する人の割合」は、65歳以上人口に占める世帯主が65歳以上の単独世帯又は夫婦のみ世帯人員数割合。（「国勢調査」、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、「日本の世帯数の将来推計(平成25年1月推計)」から算出）

＜経済：ケースE 人口：中位＞

平成27 (2015)年 における年齢 (生年)	厚生年金（基礎年金を含む）					国民年金			(参考) 高齢者のうち高齢者 のみ世帯等に所属 する人の割合 (40歳時点) %
	保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①	65歳以降給付分（再掲）		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①	
				年金給付額 ②'	倍 率 ②'/①				
70歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,000	5,200	5.2	4,400	4.3	400	1,400	3.8	35.1
65歳 (1950年生) [2015年度時点で換算]	1,100	4,700	4.1	4,100	3.6	400	1,200	2.9	39.5
60歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,400	4,600	3.4	4,300	3.2	500	1,200	2.3	44.2
55歳 (1960年生) [2025年度時点で換算]	1,600	5,000	3.0	4,900	3.0	700	1,300	2.0	48.8
50歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	1,900	5,300	2.8	5,300	2.8	800	1,400	1.8	51.3
45歳 (1970年生) [2035年度時点で換算]	2,200	5,600	2.6	5,600	2.6	900	1,400	1.7	53.2
40歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	2,400	5,900	2.4	5,900	2.4	1,000	1,500	1.5	54.3
35歳 (1980年生) [2045年度時点で換算]	2,700	6,300	2.4	6,300	2.4	1,000	1,600	1.5	54.5
30歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	2,900	6,800	2.3	6,800	2.3	1,100	1,700	1.5	54.4
25歳 (1990年生) [2055年度時点で換算]	3,200	7,400	2.3	7,400	2.3	1,200	1,800	1.5	54.2
20歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	3,400	7,900	2.3	7,900	2.3	1,300	2,000	1.5	53.8

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を賃金上昇率を用いて65歳時点の価格に換算したものをさらに物価上昇率を用いて現在価値（平成26年度時点）に割り引いて表示したものである。

(注) 「高齢者のうち高齢者のみ世帯等に所属する人の割合」は、65歳以上人口に占める世帯主が65歳以上の単独世帯又は夫婦のみ世帯人員数割合。（「国勢調査」、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、「日本の世帯数の将来推計(平成25年1月推計)」から算出）

＜経済：ケースG 人口：中位＞

－ 機械的に給付水準調整を進めた場合 －

平成27 (2015)年 における年齢 (生年)	厚生年金（基礎年金を含む）					国民年金			(参考) 高齢者のうち高齢者 のみ世帯等に所属 する人の割合 (40歳時点) %
	保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①	65歳以降給付分（再掲）		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①	
				年金給付額 ②'	倍 率 ②'/①				
70歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,000	5,200	5.2	4,400	4.4	400	1,400	3.9	35.1
65歳 (1950年生) [2015年度時点で換算]	1,100	4,700	4.2	4,100	3.6	400	1,300	3.0	39.5
60歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,300	4,600	3.4	4,300	3.2	500	1,300	2.4	44.2
55歳 (1960年生) [2025年度時点で換算]	1,600	4,800	3.0	4,700	2.9	600	1,400	2.1	48.8
50歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	1,800	5,000	2.7	5,000	2.7	700	1,400	1.9	51.3
45歳 (1970年生) [2035年度時点で換算]	2,100	5,100	2.5	5,100	2.5	800	1,300	1.6	53.2
40歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	2,300	5,100	2.3	5,100	2.3	900	1,300	1.4	54.3
35歳 (1980年生) [2045年度時点で換算]	2,400	5,200	2.1	5,200	2.1	1,000	1,300	1.3	54.5
30歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	2,600	5,400	2.0	5,400	2.0	1,000	1,300	1.2	54.4
25歳 (1990年生) [2055年度時点で換算]	2,800	5,600	2.0	5,600	2.0	1,100	1,300	1.2	54.2
20歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	3,000	6,000	2.0	6,000	2.0	1,200	1,400	1.2	53.8

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を賃金上昇率を用いて65歳時点の価格に換算したものをさらに物価上昇率を用いて現在価値（平成26年度時点）に割り引いて表示したものである。

(注) 「高齢者のうち高齢者のみ世帯等に所属する人の割合」は、65歳以上人口に占める世帯主が65歳以上の単独世帯又は夫婦のみ世帯人員数割合。（「国勢調査」、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、「日本の世帯数の将来推計(平成25年1月推計)」から算出）

## 参考試算結果を見る上での留意点

年金制度における世代ごとの給付と負担の関係についての参考試算結果を見るに当たっては、下記の点に十分な留意が必要である。

<公的年金制度の意義を踏まえた留意点>

### ① 私的扶養の社会化を考慮していないこと

かつて私的扶養で行われていた高齢者の扶養負担は、公的年金制度の成熟に伴い、年金制度を通じた社会的な扶養へ移行してきた時代背景があるが、このような時代背景を考慮せず、年金制度の中だけで世代間の格差を論じることは適切ではない。

### ② 公的年金の保険機能（安心のメリット）を考慮していないこと

公的年金の意義は、長い人生において発生するリスクに対応し安心を得ることにある。この計算は、年金の本質的機能であるリスクヘッジによる安心のメリット（期待効用の増加）を全く考慮していないため、この結果だけで公的年金の価値を判断できるものではない。

### ③ 期待値の計算であること

この計算は、あくまで老齢年金を受給する者の期待値を計算したものに過ぎず、個々人の保険料総額や受給総額は、一人一人の寿命、ライフサイクル、現役時代の賃金水準、障害年金や遺族年金の保険事故の有無等により様々である。このような期待値（リターン）の計算より、むしろ、人生における様々な不確実な出来事に対し、老齢、障害、遺族という稼働所得を喪失した場合に年金を受給できるという保障が重要であること。

<その他技術的な留意点>

### ④ 割引率の考え方

この計算では、単純に保険料の名目額を合計した元本と給付の名目額の合計とを比較しているわけではなく、利息に相当する分も考慮した元利合計と給付の総額を比較している。また、公的年金は世代間扶養を基本とした運営を行い、給付も負担も賃金水準に応じて変動する仕組みであることから、賃金で65歳時点の価格に換算して比較している。つまり、この計算方法を言い換えると賃金上昇率と同じ利率があると仮定した場合、保険料の元利合計に対して、給付（同じ利率で割り引いて一時金に換算した額：「割引現価」とよぶ）の期待値が何倍になるかを計算したものとなる。すなわち、1倍を下回ると元本を下回るということを意味するものではなく、賃金上昇率と同じ利率で計算した元利

合計を給付の割引現価の期待値が下回るという意味である。

割引率については、公的年金の運用利回りの見通しを用いて同様の計算をしている事例もみられるが、その場合は、公的年金の運用利回りの見通しと同じ利率で計算した場合、保険料の元利合計に対し、給付の割引現価の期待値が何倍になるかを試算したものとなる。

#### ⑤ 厚生年金の事業主負担の取り扱い

公的年金制度の給付と負担の関係において、社会保険料の事業主負担をどう位置づけるかについては様々な意見がある。試算では、事業主負担分は厚生年金制度による事業主への義務付けではじめて事業主に生じるものであること、及び、給与から天引きされる保険料に含まれておらず、普段は意識されないことが多いと考えられることから、事業主負担分は保険料負担額には含んでいない。なお、仮に、事業主負担分を負担に含めると保険料負担額は2倍となり給付負担倍率は半分となる。

#### ⑥ 厚生年金の所得再分配との関係

試算は、夫婦2人の世帯所得が厚生年金男子の平均賃金となるモデルにより計算したものである。厚生年金は所得再分配の仕組みが組み込まれているため、厚生年金の給付負担倍率は、所得水準がモデル世帯より低い場合は高くなり、逆に所得水準が高い場合は低くなる。

### 第5-2-5図 世代ごとの給付と負担の関係について

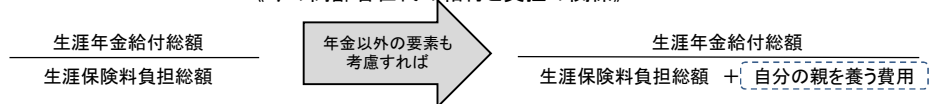
- 現在の公的年金制度は、世代間扶養を基本とする仕組み(賦課方式)。このような制度においては、少子高齢化が進む中では、年金の給付と負担の額に関してある程度の世代間格差が生じることは避けられない面もある。

$$\text{給付負担倍率} = \frac{\text{生涯年金給付総額}}{\text{生涯保険料負担総額}(\ast)}$$

※ 生涯保険料負担総額には、事業主負担を含んでいない。

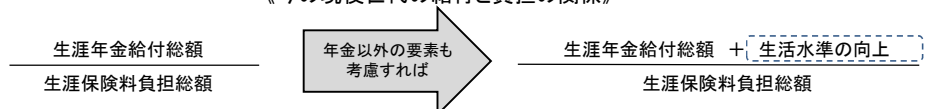
- しかしながら、今の高齢者世代は、現役時代に自分の親を養う(同居・仕送り)費用を別途負っていたことも考慮すれば、実際には、高齢者世代の負担はそれほど軽くはないとも考えられる。

《今の高齢者世代の給付と負担の関係》



- また、今の現役世代は、過去の経済成長による生活水準の向上(交通機関の整備、住生活の充実など)を得ていることも考慮すれば、実際には、現役世代はもっと給付を受けているとも考えられる。

《今の現役世代の給付と負担の関係》



以下では、まず、賦課方式及び積立方式の年金制度における給付と財源の考え方について、給付を過去期間分と将来期間分に分けて、財源の対応にどのような違いがあるか解説する。その上で、現行の公的年金制度は賦課方式を基本とした財政方式であるから、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、参考までに財政均衡期間における給付とその財源について、それぞれの内訳を示すこととする。また、いわゆる二重の負担についても併せて解説する。

## 1. 賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

### （1）賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

賦課方式の年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄うという世代間扶養の考え方に基づいて運営されている。したがって、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものではない。

ここで、年金制度において今後支払われる給付費を次の2つに区分して考えることとする。

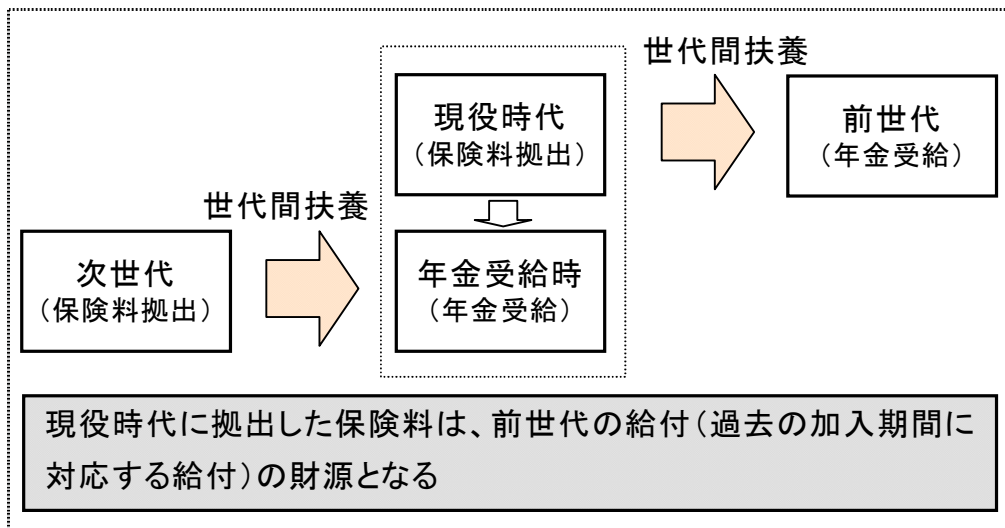
- ① これまでの保険料拠出に対応する給付（過去期間分給付）
- ② 今後の保険料拠出に対応する給付（将来期間分給付）

①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。

すると、賦課方式ではこれから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去期間分給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。

したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは別として、積立金を保有しない。

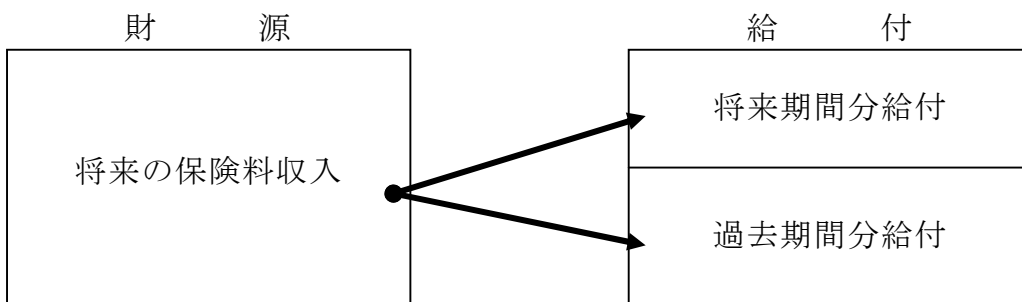
第5-3-1図 賦課方式の仕組み（概念図）



(2) 給付と財源の対応

今後支払われる給付を将来期間分と過去期間分に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財源は将来の保険料収入である。

第5-3-2図 賦課方式の年金制度における給付と財源



賦課方式の年金制度において、仮に、積立方式と同じ基準で積立不足（詳しくは後述）を計算すると、過去期間分給付に対応する積立金を保有していないので、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになってしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤りである。賦課方式の年金制度においては、積立金を保有しないので、過去期間分給付に見合う積立金がないのは当然である。過去期間分に見合う積立金がなくとも、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度であっても、積立方式の考え方に基づく積立不足の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は自ずと許容範囲内に収まっているものと考えられる。

## 2. 積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

### (1) 積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

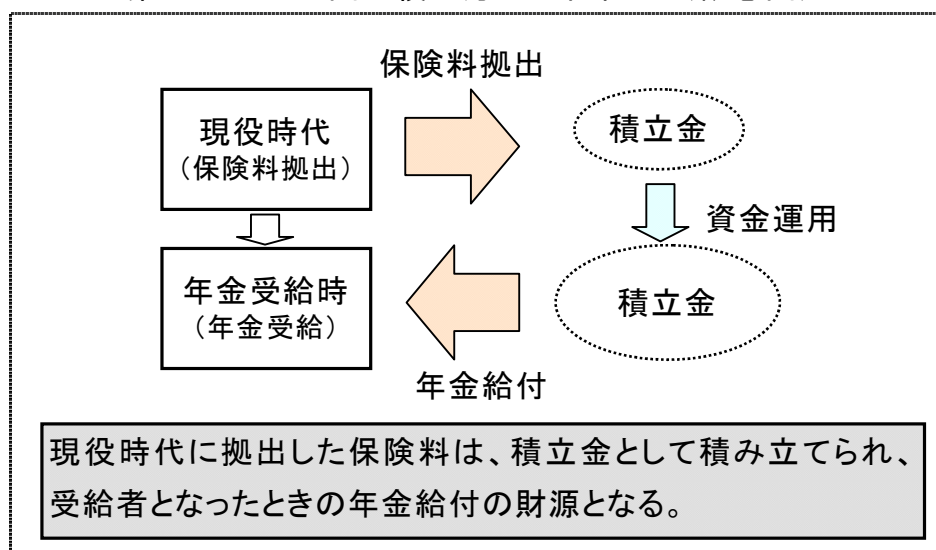
積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源は、あらかじめ拠出された保険料を積み立てることにより確保される。

通常の年金制度では、ある加入者が保険料を支払うことにより、その者は将来、保険料納付状況に見合った年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられていくことになる。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対応する給付を考えると、積立方式の年金制度では、将来におけるこれらの給付の総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、この財源は、基本的に今後の保険料で積み立てられることになる。

第5-3-3図 積立方式の仕組み（概念図）



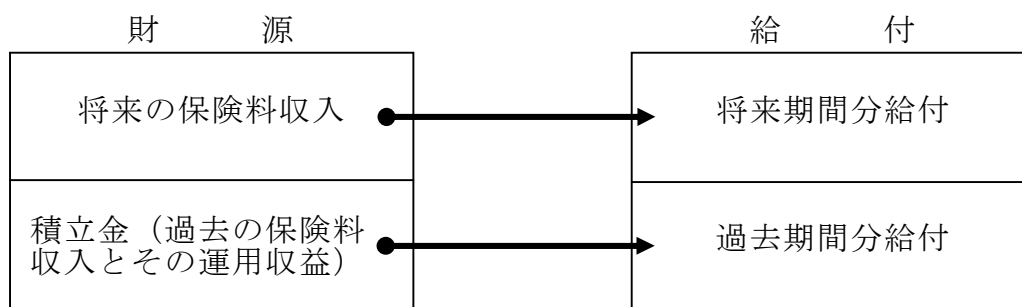
### (2) 給付と財源の対応

積立方式の年金制度においては、過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる。

もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が、過去期間分の給付に見合う額に達していなければ、その不足分は積立不足ということになる。



### 第5-3-4図 積立方式の年金制度における給付と財源



賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはないが、積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて最終的な保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていないのであれば、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと、将来の給付に支障をきたすことになる。

なお、保有する積立金は、これまでに支払われた保険料とその運用収益が財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分の給付の財源は過去の保険料、将来期間分の給付の財源は将来の保険料となっており、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が合致する仕組みとなっている。

### 3. 国民年金・厚生年金の給付と財源の内訳

現行の国民年金及び厚生年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、財政均衡期間の終了時に支払準備金程度の積立金を確保することにより、概ね100年間の年金財政の均衡を図ることとしている。したがって、これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように、過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はない。

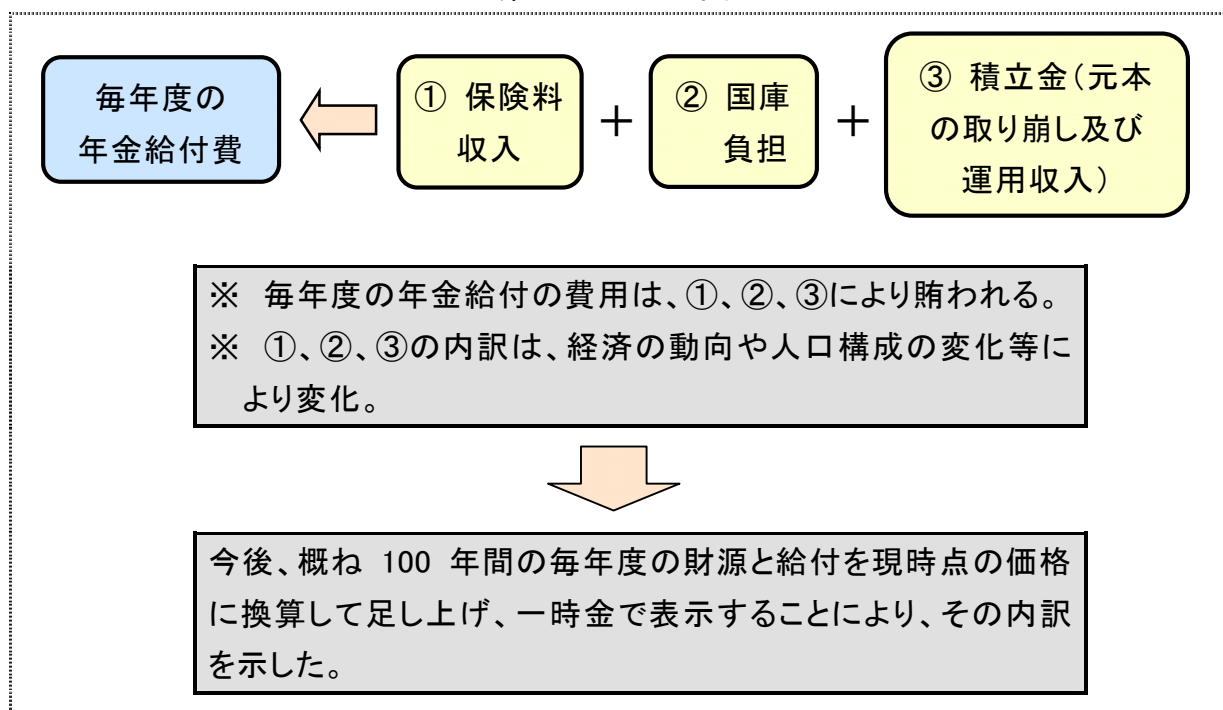
しかしながら、過去期間に係る分の給付規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、参考までに以後の図表において、人口の前提を出生中位・死亡中位、経済の前提をケースC、ケースE及びケースGとした場合について、財政均衡期間における給付とその財源を一時金換算したものを示すこととする。

具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、

「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」により賄われていることから、これらを、全て現時点（平成 26 年度）の価格に換算して一時金で表した。

なお、以下この節において示す厚生年金の給付や財源の額は、被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金（厚生年金相当分）を含んだ数値である。

第 5 - 3 - 5 図



まず、厚生年金における財源と給付の内訳の見通しを示したのが第 5 - 3 - 6 表、第 5 - 3 - 7 図である。高成長のケース C やケース E は、2020 年代半ばから 2030 年代半ばにかけて積立金から得られる財源に依存せず、将来に備えて積立金を形成していることがわかる。その後は、積立金から得られる財源の構成割合が上昇し、20% 程度で推移する見通しとなっている。一方、低成長のケース G では、将来の積立金から得られる財源の構成割合が 10% ~ 15% 程度で推移しており、ケース C やケース E と比べて、給付財源としての積立金の寄与が少なくなっている。将来世代の給付水準を確保するためには、高齢者の増加がピークを迎える 2040 年代までに十分な積立金を形成していくことが重要である。

第5-3-6表 厚生年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—

財 源

年 度	計	財 源		
		保険料	国庫負担	積立金から 得られる財源
平成27 (2015)	兆円 48.0 (100%)	兆円 31.7 (66%)	兆円 9.9 (21%)	兆円 6.4 (13%)
平成37 (2025)	兆円 58.4 (100%)	兆円 46.4 (79%)	兆円 12.0 (21%)	兆円 — (—)
平成47 (2035)	兆円 74.1 (100%)	兆円 59.6 (80%)	兆円 14.5 (20%)	兆円 — (—)
平成72 (2060)	兆円 148.9 (100%)	兆円 99.9 (67%)	兆円 27.6 (19%)	兆円 21.4 (14%)
平成97 (2085)	兆円 257.2 (100%)	兆円 160.2 (62%)	兆円 47.0 (18%)	兆円 49.9 (19%)

※ ( )は構成割合である。

給 付

年 度	計	過去期間 に係る分 (平成26年度以前)		将来期間 に係る分 (平成27年度以降)	
		兆円	兆円	兆円	兆円
平成27 (2015)	兆円 48.0 (100%)	兆円 47.7 (99%)	兆円 47.0 (98%)	兆円 0.3 (1%)	兆円 — (—)
平成37 (2025)	兆円 58.4 (100%)	兆円 51.1 (87%)	兆円 32.9 (56%)	兆円 7.4 (13%)	兆円 — (—)
平成47 (2035)	兆円 74.1 (100%)	兆円 53.1 (72%)	兆円 18.2 (25%)	兆円 21.0 (28%)	兆円 — (—)
平成72 (2060)	兆円 148.9 (100%)	兆円 37.2 (25%)	兆円 0.7 (0%)	兆円 111.6 (75%)	兆円 — (—)
平成97 (2085)	兆円 257.2 (100%)	兆円 3.0 (1%)	兆円 0.1 (0%)	兆円 254.2 (99%)	兆円 — (—)

※ ( )は構成割合である。

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—

財 源

年 度	計	財 源		
		保険料	国庫負担	積立金から 得られる財源
平成27 (2015)	兆円 48.0 (100%)	兆円 31.7 (66%)	兆円 9.9 (21%)	兆円 6.4 (13%)
平成37 (2025)	兆円 57.7 (100%)	兆円 45.7 (79%)	兆円 12.0 (21%)	兆円 — (—)
平成47 (2035)	兆円 68.5 (100%)	兆円 54.7 (80%)	兆円 13.6 (20%)	兆円 0.2 (0%)
平成72 (2060)	兆円 110.9 (100%)	兆円 72.6 (65%)	兆円 20.8 (19%)	兆円 17.5 (16%)
平成97 (2085)	兆円 153.6 (100%)	兆円 93.6 (61%)	兆円 28.4 (18%)	兆円 31.7 (21%)

※ ( )は構成割合である。

給 付

年 度	計	過去期間 に係る分 (平成26年度以前)		将来期間 に係る分 (平成27年度以降)	
		兆円	兆円	兆円	兆円
平成27 (2015)	兆円 48.0 (100%)	兆円 47.7 (99%)	兆円 47.0 (98%)	兆円 0.3 (1%)	兆円 — (—)
平成37 (2025)	兆円 57.7 (100%)	兆円 50.5 (87%)	兆円 32.5 (56%)	兆円 7.3 (13%)	兆円 — (—)
平成47 (2035)	兆円 68.5 (100%)	兆円 49.2 (72%)	兆円 16.6 (24%)	兆円 19.3 (28%)	兆円 — (—)
平成72 (2060)	兆円 110.9 (100%)	兆円 27.8 (25%)	兆円 0.5 (0%)	兆円 83.1 (75%)	兆円 — (—)
平成97 (2085)	兆円 153.6 (100%)	兆円 1.7 (1%)	兆円 0.0 (0%)	兆円 151.9 (99%)	兆円 — (—)

※ ( )は構成割合である。

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—

財 源

年 度	計	財 源		
		保険料	国庫負担	積立金から 得られる財源
平成27 (2015)	兆円 48.0 (100%)	兆円 31.0 (65%)	兆円 9.8 (20%)	兆円 7.1 (15%)
平成37 (2025)	兆円 51.8 (100%)	兆円 39.3 (76%)	兆円 10.9 (21%)	兆円 1.6 (3%)
平成47 (2035)	兆円 56.2 (100%)	兆円 42.4 (75%)	兆円 11.7 (21%)	兆円 2.1 (4%)
平成72 (2060)	兆円 68.7 (100%)	兆円 48.7 (71%)	兆円 12.4 (18%)	兆円 7.6 (11%)
平成97 (2085)	兆円 78.5 (100%)	兆円 54.3 (69%)	兆円 13.6 (17%)	兆円 10.6 (14%)

※ ( )は構成割合である。

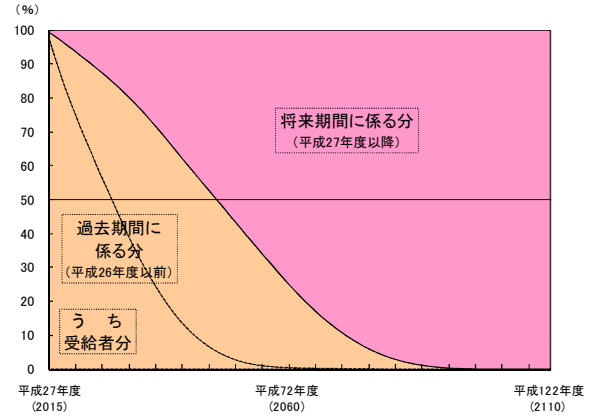
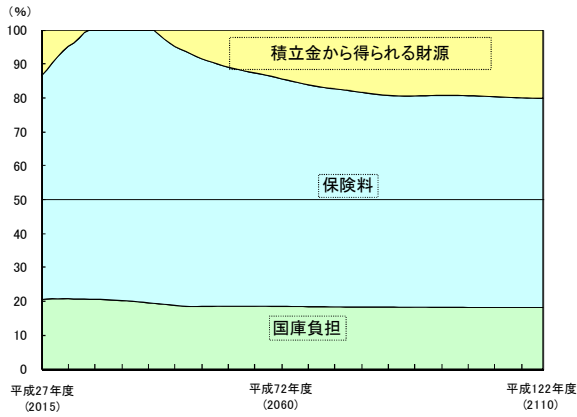
給 付

年 度	計	過去期間 に係る分 (平成26年度以前)		将来期間 に係る分 (平成27年度以降)	
		兆円	兆円	兆円	兆円
平成27 (2015)	兆円 48.0 (100%)	兆円 47.7 (99%)	兆円 47.0 (98%)	兆円 0.3 (1%)	兆円 — (—)
平成37 (2025)	兆円 51.8 (100%)	兆円 45.4 (88%)	兆円 29.5 (57%)	兆円 6.4 (12%)	兆円 — (—)
平成47 (2035)	兆円 56.2 (100%)	兆円 41.0 (73%)	兆円 14.3 (25%)	兆円 15.2 (27%)	兆円 — (—)
平成72 (2060)	兆円 68.7 (100%)	兆円 18.1 (26%)	兆円 0.3 (0%)	兆円 50.6 (74%)	兆円 — (—)
平成97 (2085)	兆円 78.5 (100%)	兆円 0.9 (1%)	兆円 0.0 (0%)	兆円 77.5 (99%)	兆円 — (—)

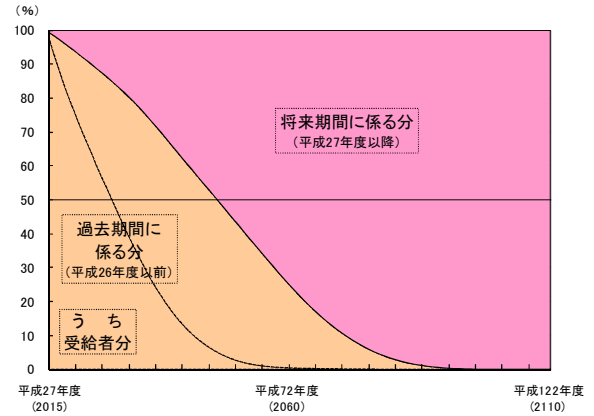
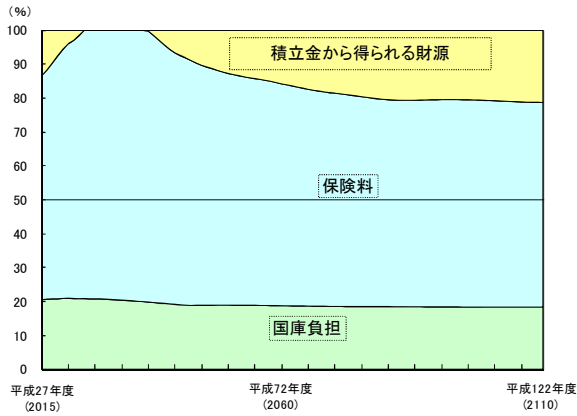
※ ( )は構成割合である。

第5-3-7図 厚生年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

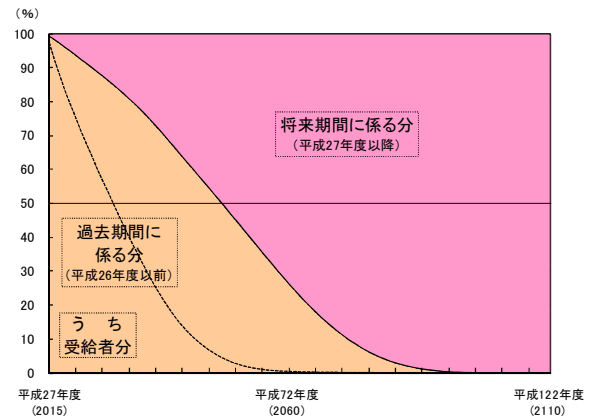
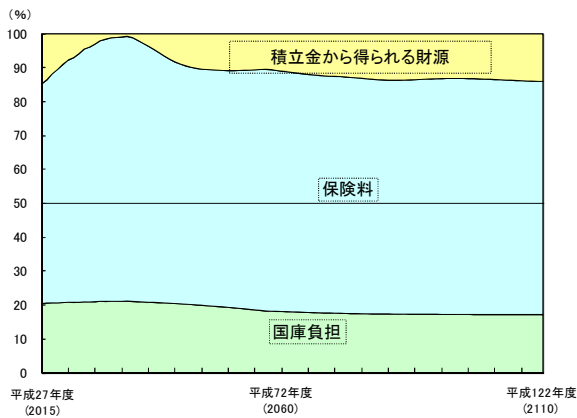
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—



—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—



(将来の金額の現時点への換算方法について)

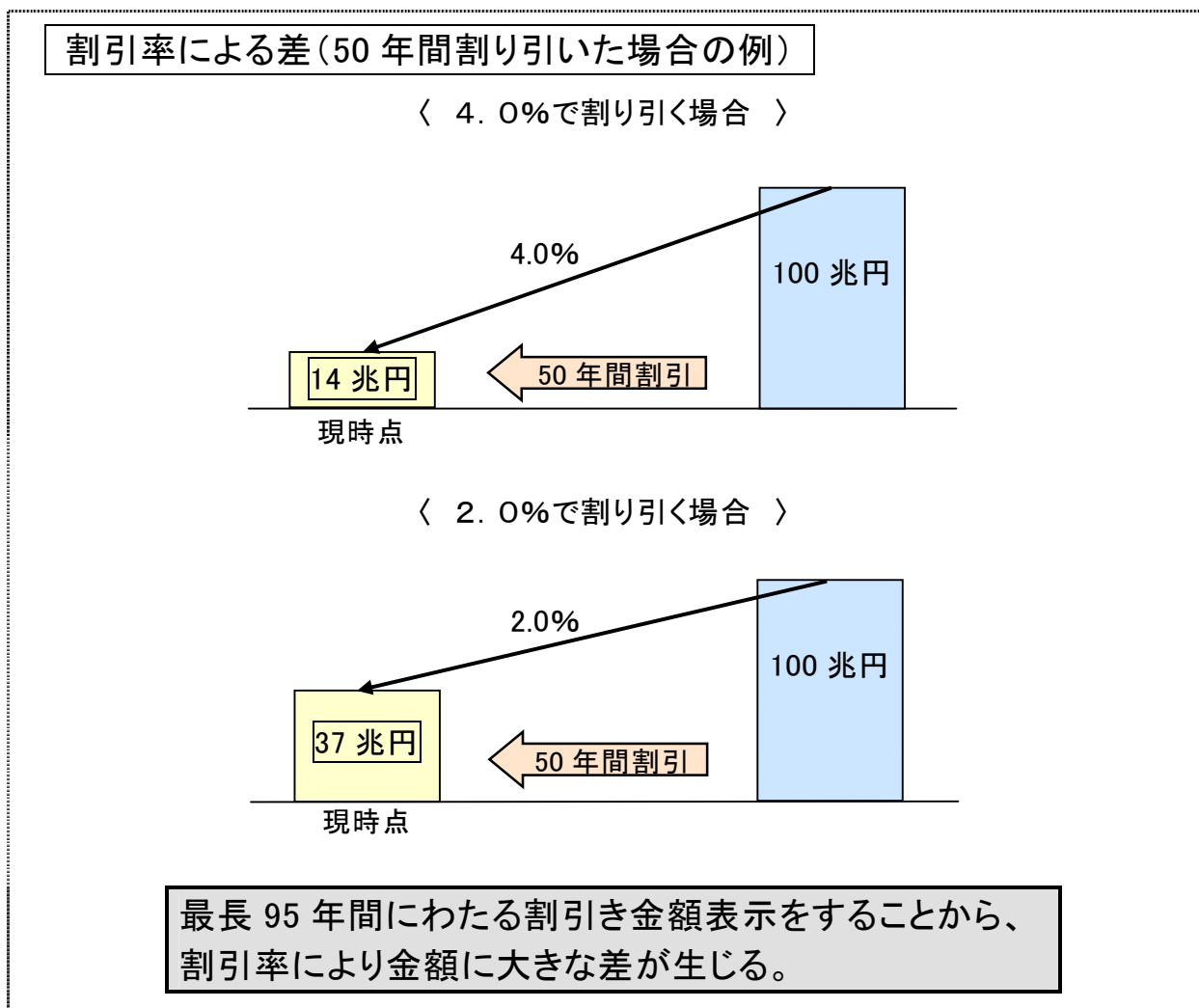
積立方式の企業年金等で責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮しつつ、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算するものであることから、運用利回りを用いて換算することになるため、積立方式の年金制度との比較を行う上では運用利回りで換算する方が便利である。

一方で、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切である。

そこで、以下の図ではこの2通りの方法で示している。

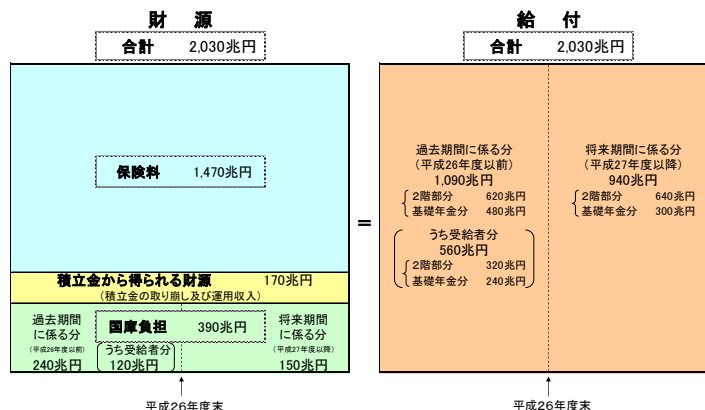
運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができ、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

第5-3-8図



# 第5-3-9図 厚生年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）

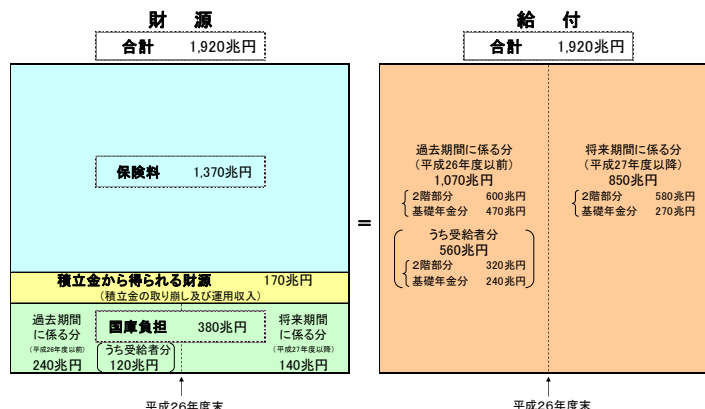
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



(注1) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 1.6% ※ いわゆる二重の負担の額 (680兆円)  
 資金上昇率(実質<対物価>) 1.8% = 過去期間に係る給付 - 過去期間に係る国庫負担 - 積立金から得られる財源  
 運用利回り(実質<対物価>) 3.2% (1,090兆円) (240兆円) (170兆円)  
 運用利回り(スプレッド<対資金>) 1.4%

(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

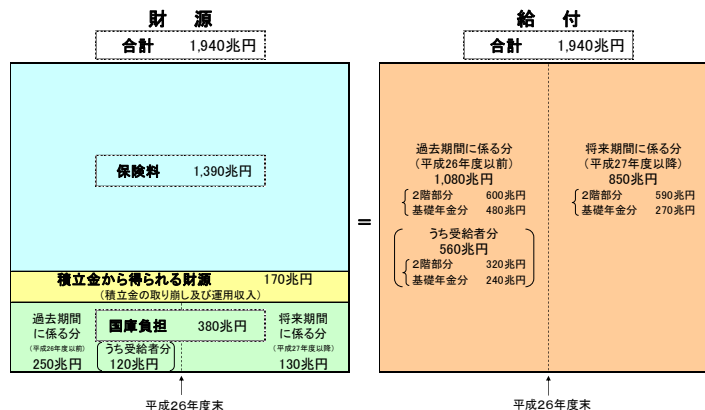
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—



(注1) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 1.2% ※ いわゆる二重の負担の額 (660兆円)  
 資金上昇率(実質<対物価>) 1.3% = 過去期間に係る給付 - 過去期間に係る国庫負担 - 積立金から得られる財源  
 運用利回り(実質<対物価>) 3.0% (1,070兆円) (240兆円) (170兆円)  
 運用利回り(スプレッド<対資金>) 1.7%

(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—

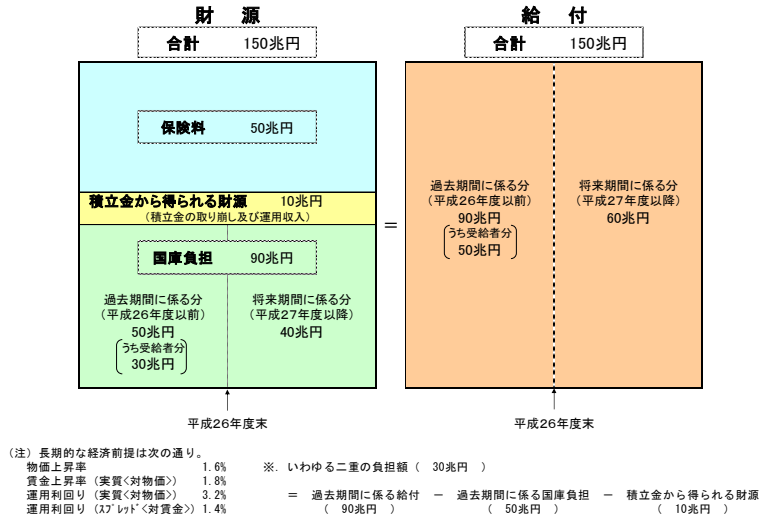


(注1) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 0.9% ※ いわゆる二重の負担の額 (670兆円)  
 資金上昇率(実質<対物価>) 1.0% = 過去期間に係る給付 - 過去期間に係る国庫負担 - 積立金から得られる財源  
 運用利回り(実質<対物価>) 2.2% (1,080兆円) (250兆円) (170兆円)  
 運用利回り(スプレッド<対資金>) 1.2%

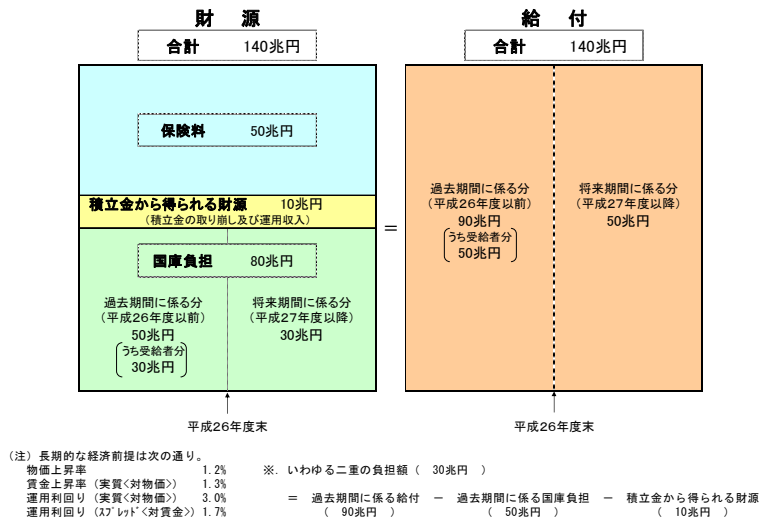
(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

第5-3-10図 国民年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）

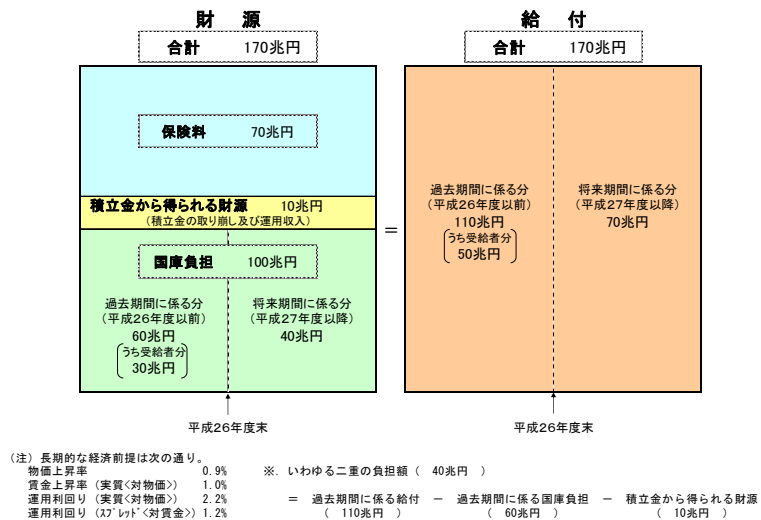
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—

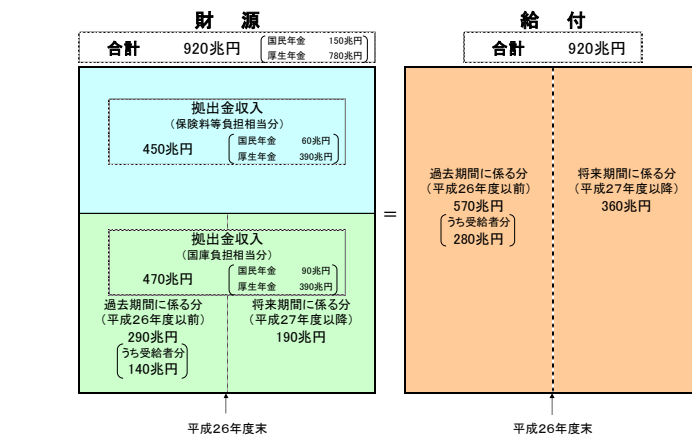


—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—



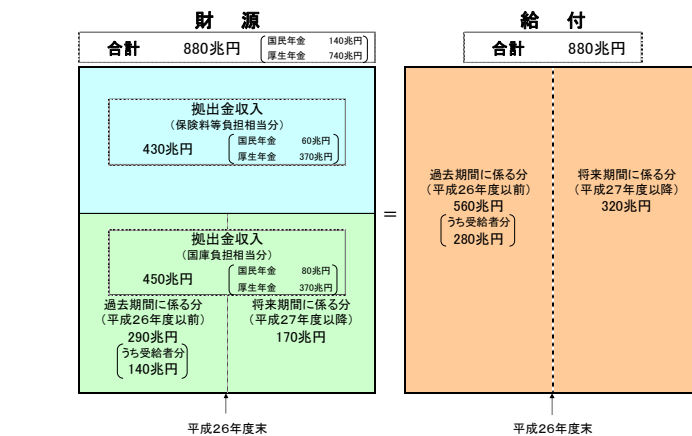
第5-3-11図 基礎年金の収入総額と給付の内訳（運用利回りによる換算）

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



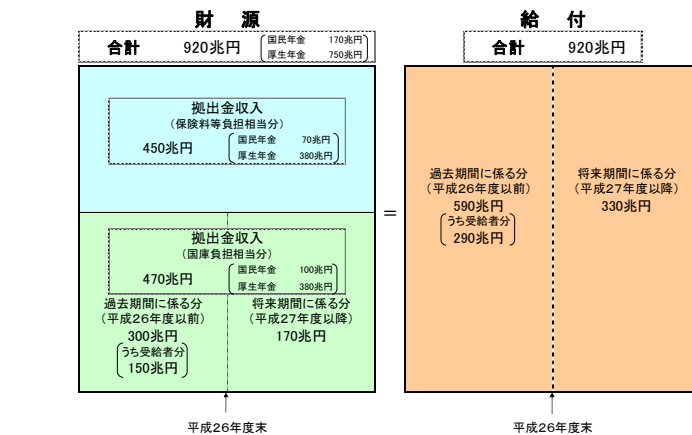
(注) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 1.6%  
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.8%  
 運用利回り (実質対物価) 3.2%  
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.4%

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 1.2%  
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.3%  
 運用利回り (実質対物価) 3.0%  
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.7%

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 0.9%  
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.0%  
 運用利回り (実質対物価) 2.2%  
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.2%



第5-3-9図及び第5-3-10図において、厚生年金及び国民年金におけるいわゆる二重の負担の額を示している。仮に厚生年金及び国民年金を積立方式で運営とした場合、現役世代は将来期間分の給付に対応する積立保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫負担で賄われていない分についても負担をする必要が生じるが、これがいわゆる二重の負担というものである。

二重の負担の額を計算するにあたっては、積立方式で運営していくことから、将来の給付を現時点の価格へ換算する率には運用利回りを用いて計算することが妥当である。

今回の財源と給付の内訳による試算結果から、例えば、ケースCの場合で二重の負担の額を機械的に計算すると、図中で示しているとおおり、

いわゆる二重の負担の額（厚生年金 680 兆円、国民年金 30 兆円）

＝ 過去期間に係る給付（厚生年金 1,090 兆円、国民年金 90 兆円）

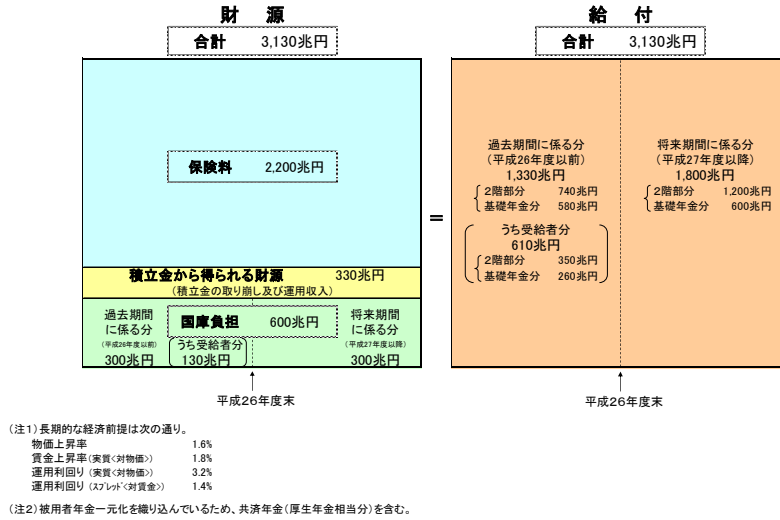
－ 過去期間に係る国庫負担（厚生年金 240 兆円、国民年金 50 兆円）

－ 積立金から得られる財源（厚生年金 170 兆円、国民年金 10 兆円）

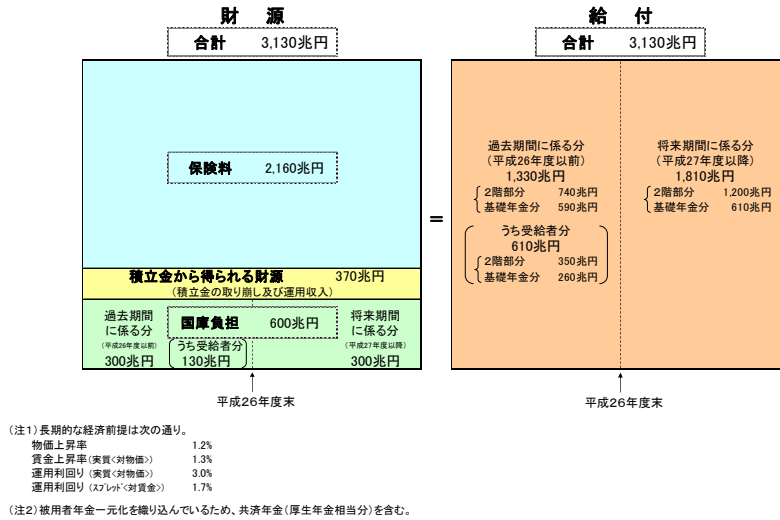
となる。また、ケースEやケースGの場合も同様に計算すると、ケースEで厚生年金 660 兆円、国民年金 30 兆円となり、ケースGで厚生年金 670 兆円、国民年金 40 兆円となる。すなわち、仮に厚生年金及び国民年金を積立方式に移行しようとする、このおよそ 700 兆円にも及ぶ二重の負担を、保険料負担や税負担など何らかの形で負担することが必要となる。したがって、この二重の負担を今後の現役世代が負担するのであれば、現行の財政方式から積立方式へ移行したとしても、世代間格差の解消にはつながらないこととなる。

第5-3-12図 厚生年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）

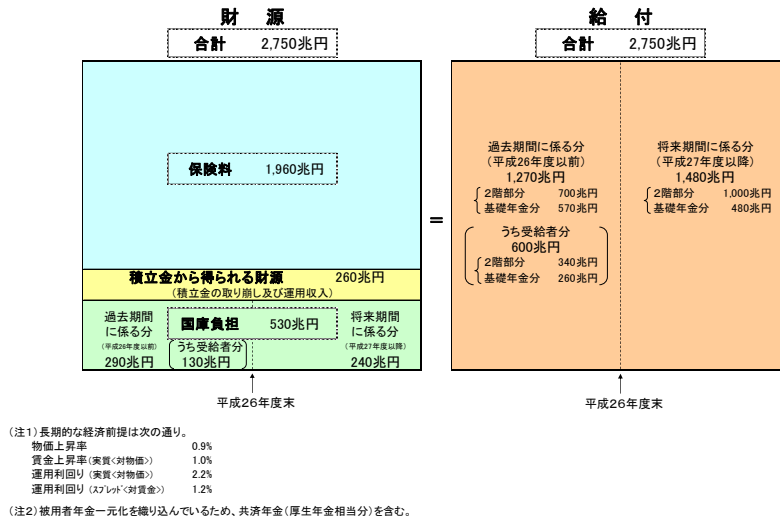
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—

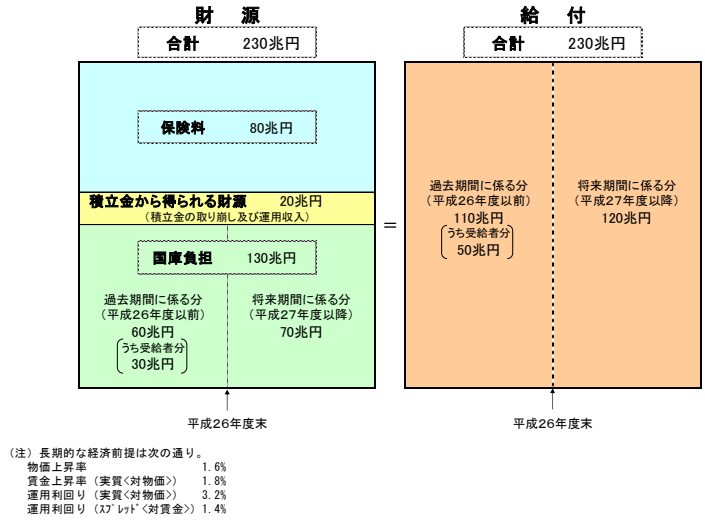


—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—

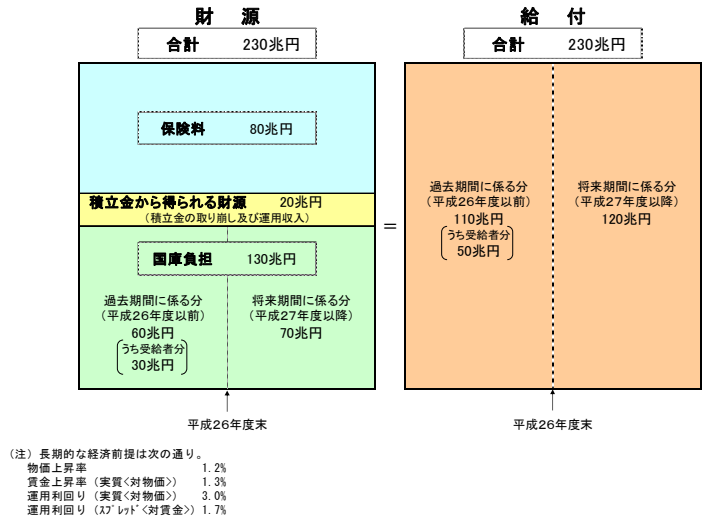


第5-3-13図 国民年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）

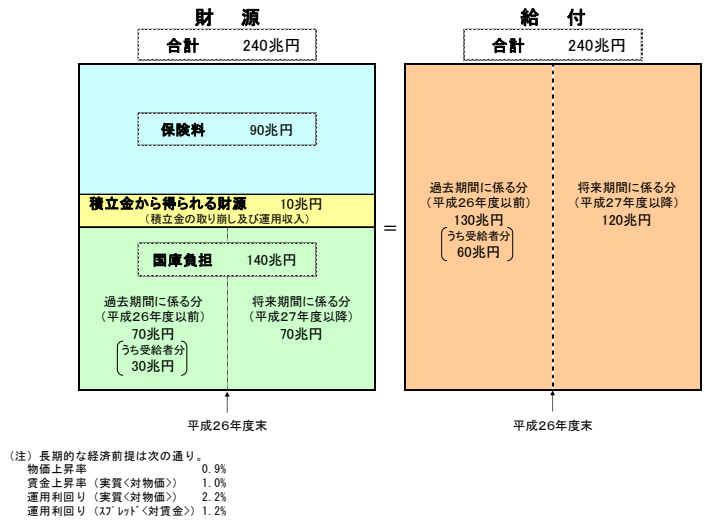
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—

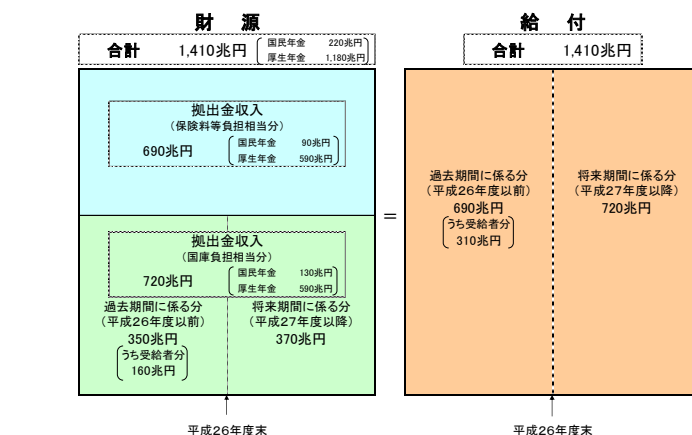


—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—



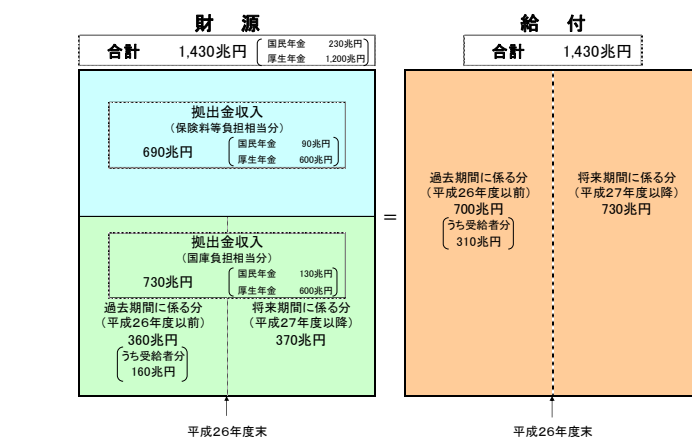
第5-3-14図 基礎年金の収入総額と給付の内訳（賃金上昇率による換算）

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



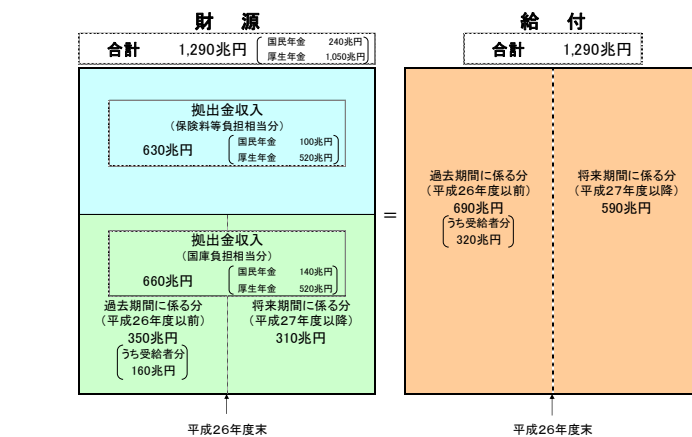
(注) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 1.6%  
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.8%  
 運用利回り (実質対物価) 3.2%  
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.4%

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 1.2%  
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.3%  
 運用利回り (実質対物価) 3.0%  
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.7%

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。  
 物価上昇率 0.9%  
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.0%  
 運用利回り (実質対物価) 2.2%  
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.2%

賃金上昇率で換算した結果を見ると、保険料収入については厚生年金、国民年金ともにケースCとケースEは同規模になっており、ケースGではケースCやケースEと比べると厚生年金では少なく、国民年金では多くなっている。保険料収入は賃金上昇率と被保険者数に連動していることから、賃金上昇率で換算すると、被保険者数の規模に応じた結果となる。労働市場への参加が進むケース（ケースC、ケースE）と労働市場への参加が進まないケース（ケースG）を比べると、厚生年金の被保険者数は前者のケースの方が多く、逆に国民年金の被保険者（第1号被保険者）数は後者のケースの方が多いため、このような結果となっている。

さらに、厚生年金の給付を見ると、ケースGよりもケースCやケースEの方が大きくなっている。先述のとおり、労働市場への参加が進まないケース（ケースG）よりも労働市場への参加が進むケース（ケースC、ケースE）の方が厚生年金の被保険者数は多いためである。すなわち、制度の支え手が多いほど財源が増えるので、給付の規模も大きくなるのである。

## 第4節

# 被用者年金一元化に伴う共済組合の拠出金 及び交付金の見通し

我が国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金及び複数の共済年金に分立し制度運営がなされてきた。しかし、産業構造、就業構造の変化により、一部の制度で被保険者数（組合員数）が大きく減少するなど、昭和50年代には、安定した制度運営を行っていくことが困難と思われる制度がでてきたことから、公的年金制度の一元化が課題とされるようになった。昭和59(1984)年度には国家公務員共済組合と三公社共済組合との間での財政調整措置が導入され、昭和61(1986)年度には全国一律の基礎年金制度が導入された。また、平成2(1990)年度には全被用者年金制度による制度間調整措置が導入された。

このような経過を経て、平成8(1996)年3月に政府は公的年金制度の長期的安定と公平を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定した。そのなかで、再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合については、平成9(1997)年度に厚生年金に統合することとされた。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずることとされた。この閣議決定を受け、三公社共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合され、その給付費の一部に充当するため被用者年金制度全体による支援措置が設けられた。

その後、平成14(2002)年4月に農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合され、平成24年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成27年10月に残存していた三共済（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度）が厚生年金へ統合されることとなった。

被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の1・2階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率（18.3%）に統一することとなった。なお、この被用者年金一元化に伴い旧三公社共済組合の給付費の一部に充当するための制度は廃止されることとなった。

以下、この節では被用者年金一元化後の姿で述べることとし、国家公務員共済組合を国共済、地方公務員共済組合を地共済、私立学校教職員共済制度を私学共済、一元化前の厚生年金のことは旧厚生年金と記述する。

# 1. 被用者年金一元化の仕組み

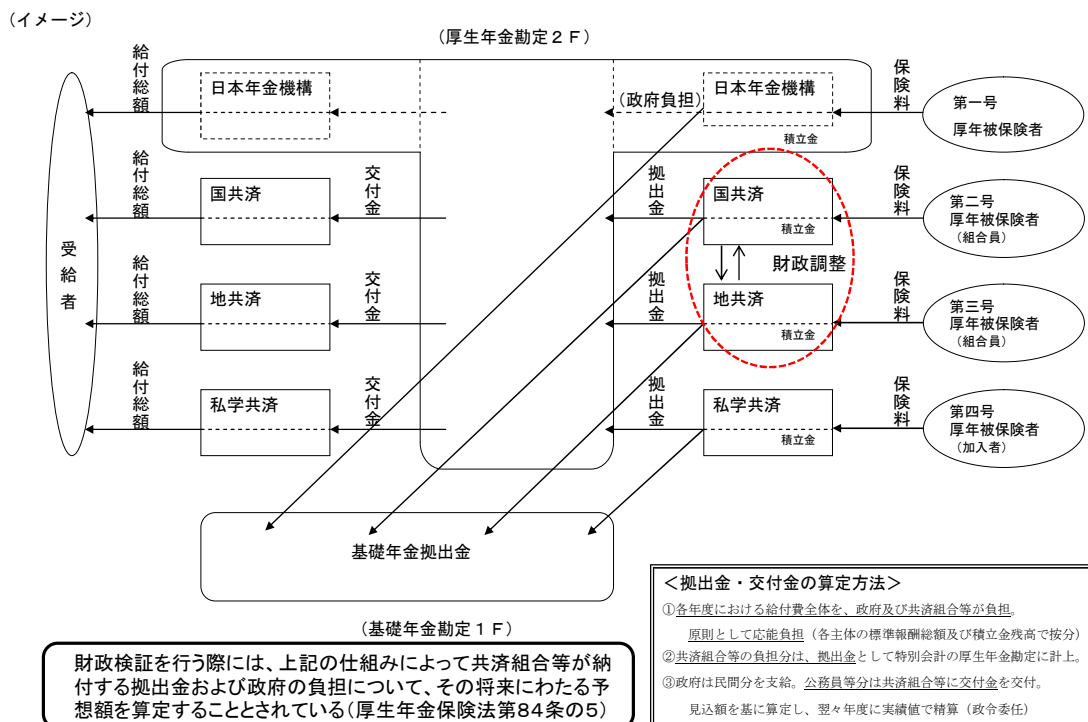
## (1) 被用者年金一元化後の財源構造

被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけ引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。一方、現在の共済年金の積立金については1・2階部分と3階部分の区別がないが、被用者年金一元化に際して、共済年金の積立金のうち1・2階部分の給付のみである厚生年金の水準に見合った額を、被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分けることとなる。

また、被用者年金一元化後の厚生年金は、1・2階部分の保険料率及び給付を統一した上で、1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、

- ・ 共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、
  - ・ 共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される
- 仕組みとなっている。

第5-4-1図 被用者年金一元化後の財源構造



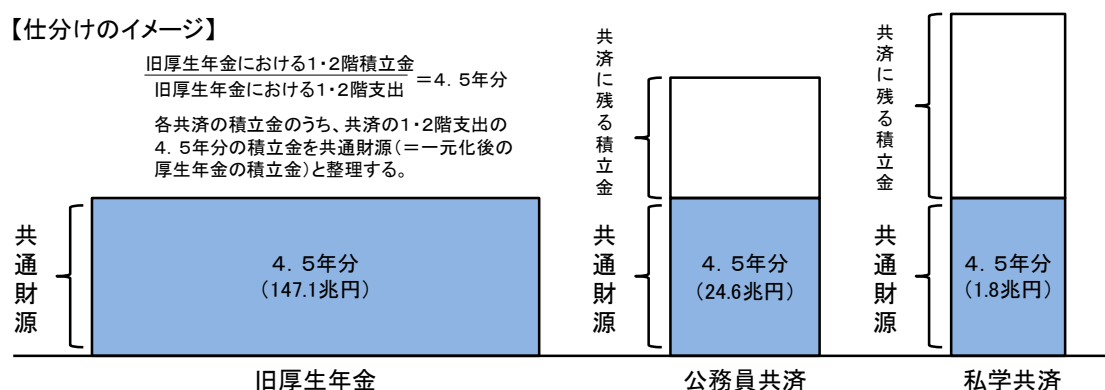
## (2) 共通財源とする積立金の仕分けについて

現在の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分ける必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率（保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準）に相当する額を、共通財源として仕分ける。

### 第5-4-2図 共通財源とする積立金の仕分けについて

平成26年財政検証（人口：中位 経済：ケースA～E）



(注1) 法律では「平成26年度末の積立金と平成27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、上記は平成26年財政検証（人口：中位 経済：ケースA～E）による見込み値である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。（私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。）

## (3) 実施機関からの拠出金の算出方法について

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金については、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金に応じて納付することを基本としている。これに加え、激変緩和措置として、当分の間、支出費（国庫・公経済負担を除いた1・2階の給付費）按分も取り入れることとしている。そのため、平成26年財政検証においては当該激変緩和措置の対象期間を全実施機関が同じ保険料率に統合されるまでの間（平成27年度から平成38年度までの間）としている。

具体的には、各実施機関1・2階の給付費のうち、国庫・公経済負担を除いたものの合計額が拠出金算定対象額となり、その拠出金算定対象額を保険料財源比率と（1－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとなっている。保険料財源比率とは、一定期間の支出に占める保険料財源分の割合であり、財政検証ごとに見直すこと



となっている。

- ・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたもの（標準報酬按分率）によって按分する。

- ・積立金按分

厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの1・2階相当積立金に応じた率に（1－保険料財源比率）を乗じたもの（積立金按分率）によって按分する。

ただし、激変緩和措置として当分の間は以下の分担とすることになる。

- ・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたものに50/100を乗じて得た率（標準報酬按分率）によって按分する。

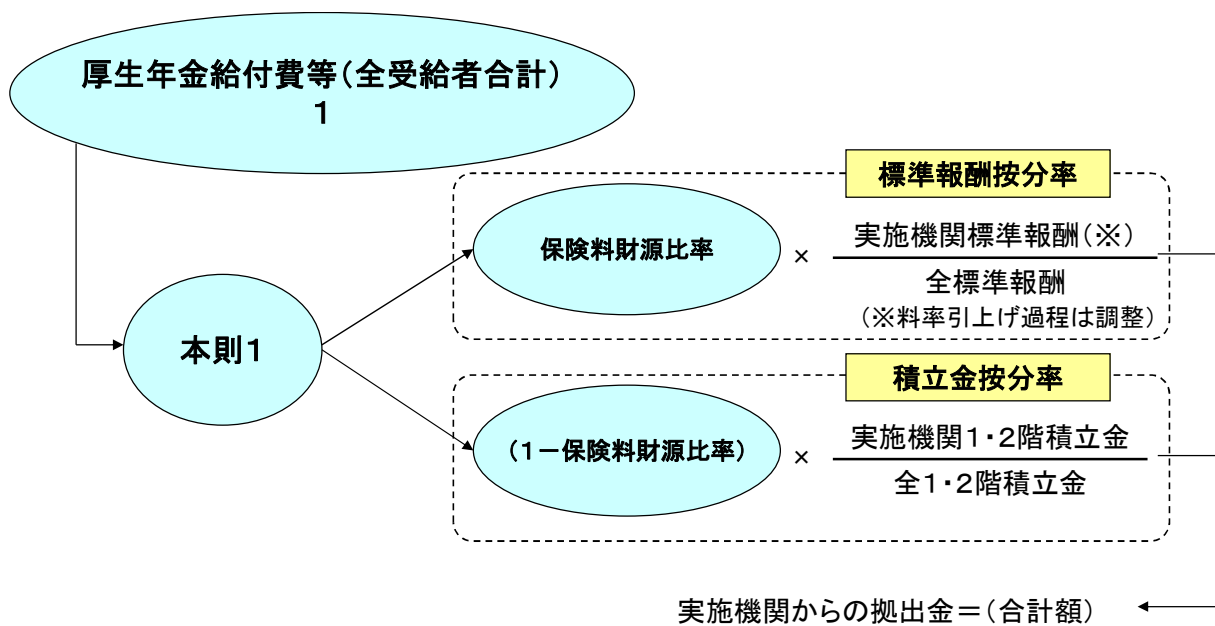
- ・積立金按分

厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの1・2階相当積立金に応じた率に（1－保険料財源比率）を乗じたものに50/100を乗じて得た率（積立金按分率）によって按分する。

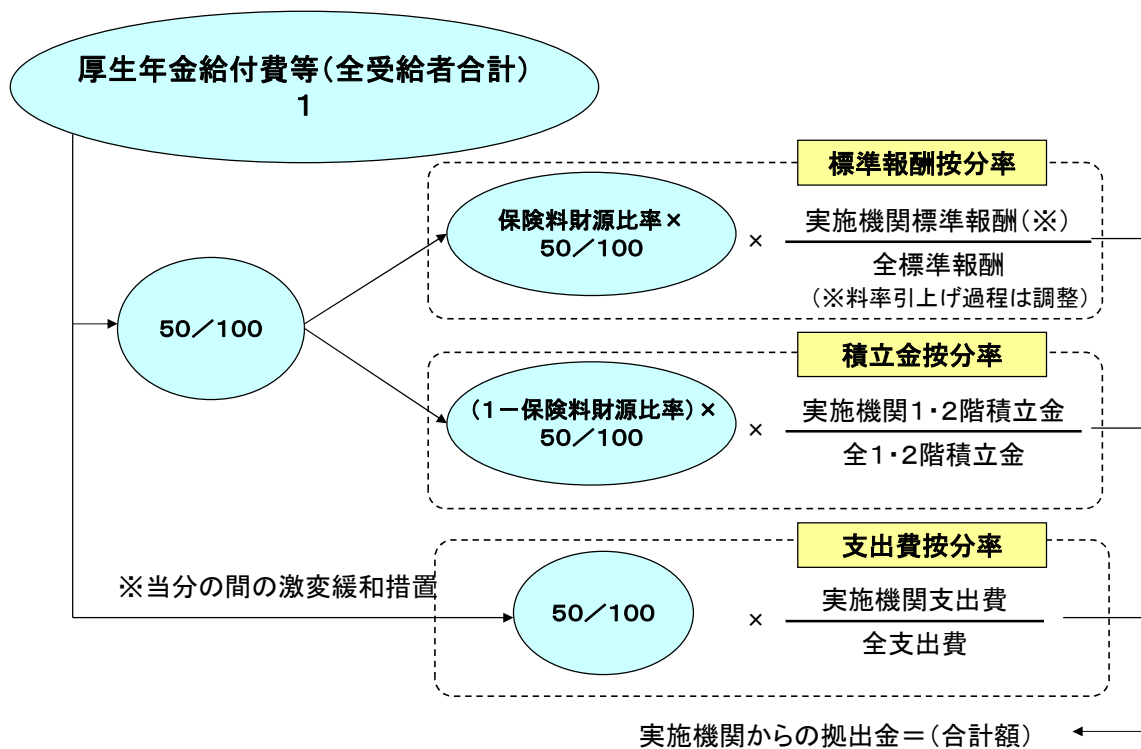
- ・支出費按分

厚生年金の給付費（共済年金の2階部分を含む）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担除く）を加えたものに対する実施機関ごとの支出費に応じた率に50/100を乗じて得た率（支出費按分率）によって按分する。

第5-4-3図 被用者年金一元化後の拠出金計算のイメージ



全実施期間が同じ保険料率に統合されるまでの間（平成27～38年度までの間）



#### (4) 厚生年金給付費の実績と精算

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金及び同勘定からの交付金については、いったん概算で納付及び交付が行われ、その後厚生年金給付費や標準報酬按分率等の実績が明らかになってから、概算額との差額について精算されることとなる。

## 2. 今回の財政検証結果

### (1) 実施機関積立金の当初額

平成 26 年財政検証における被用者年金一元化法施行時における各実施機関の 1・2 階積立金については第 5 - 4 - 4 図の見込みとなっている。

#### 第 5 - 4 - 4 図 実施機関積立金の当初額について (平成 26 年財政検証)

##### ① 人口：中位 経済：ケース A～E の場合

		(金額は兆円)			(参考)	(金額は兆円)
		各実施機関				旧厚生年金
		国共済	地共済	私学共済		
平成27年度の 実質的な支出費	①	1.4	4.0	0.4	平成27年度の 実質的な支出費	32.3
1・2階積立金 (一元化法施行時)	②	6.4	18.1	1.8	平成26年度末 積立金	147.1
	②÷①	4.5	4.5	4.5	積立比率	<b>4.5</b>

(注1) 上記は平成26年財政検証に基づいた見込み値であり、実際は、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 上記の旧厚生年金における平成26年度末積立金は、収支見直しにおける積立金に年金住宅融資債権を加えたものである。

##### ② 人口：中位 経済：ケース F～H の場合

		(金額は兆円)			(参考)	(金額は兆円)
		各実施機関				旧厚生年金
		国共済	地共済	私学共済		
平成27年度の 実質的な支出費	①	1.4	4.0	0.4	平成27年度の 実質的な支出費	32.3
1・2階積立金 (一元化法施行時)	②	6.4	18.1	1.8	平成26年度末 積立金	146.6
	②÷①	4.5	4.5	4.5	積立比率	<b>4.5</b>

(注1) 上記は平成26年財政検証に基づいた見込み値であり、実際は、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 上記の旧厚生年金における平成26年度末積立金は、収支見直しにおける積立金に年金住宅融資債権を加えたものである。

### (2) 各経済ケースにおける保険料財源比率の見込み

一元化後の各実施機関の負担する拠出金は、各年度の厚生年金給付費を、保険料財源比率と（1 - 保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとされている。

この保険料財源比率としては、直近の財政検証における財政均衡期間（概ね 100 年）の支出に占める保険料財源の割合を用い、5 年毎に見直すこととされている。

平成 26 年財政検証では、幅の広い複数の経済前提を設定し、それぞれのケースについて保険料財源比率の計算を行っている。

第5-4-5図 保険料財源比率について

(平成26年財政検証)

経済前提	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG
保険料財源比率	0.86	0.85	0.84	0.84	0.83	0.86	0.87

(注) ケースHはマクロ経済スライドによる調整を機械的に継続しても2055年に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行することになるため、当該ケースの保険料財源比率は算出していない。

(3) 按分率の見通し

第5-4-6表 各実施機関における按分率の将来見通し (平成26年財政検証)

① 人口：中位 経済：ケースCの場合

年度 (西暦)	標準報酬按分率				積立金按分率				支出費按分率			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2015	0.357	0.015	0.042	0.006	0.068	0.003	0.008	0.001	0.424	0.019	0.053	0.005
2016	0.357	0.015	0.042	0.006	0.068	0.003	0.008	0.001	0.424	0.018	0.052	0.005
2017	0.357	0.015	0.041	0.006	0.068	0.003	0.008	0.001	0.424	0.018	0.052	0.005
2018	0.357	0.016	0.042	0.006	0.068	0.003	0.008	0.001	0.423	0.018	0.053	0.005
2019	0.357	0.016	0.041	0.006	0.068	0.003	0.008	0.001	0.423	0.018	0.053	0.006
2020	0.357	0.016	0.041	0.006	0.068	0.003	0.008	0.001	0.423	0.018	0.053	0.006
2025	0.357	0.015	0.040	0.007	0.068	0.003	0.008	0.001	0.422	0.018	0.054	0.006
2030	0.716	0.030	0.080	0.015	0.137	0.006	0.015	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2040	0.709	0.031	0.086	0.014	0.137	0.006	0.015	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2050	0.703	0.032	0.090	0.014	0.137	0.006	0.015	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2060	0.703	0.033	0.090	0.014	0.137	0.006	0.015	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2070	0.701	0.033	0.092	0.014	0.137	0.006	0.014	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2080	0.699	0.033	0.094	0.014	0.138	0.006	0.014	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2090	0.700	0.034	0.093	0.014	0.139	0.006	0.013	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2100	0.700	0.033	0.092	0.014	0.140	0.006	0.011	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2110	0.699	0.034	0.093	0.014	0.145	0.005	0.007	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000

② 人口：中位 経済：ケースEの場合

年度 (西暦)	標準報酬按分率				積立金按分率				支出費按分率			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2015	0.353	0.015	0.042	0.006	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.019	0.053	0.005
2016	0.353	0.015	0.041	0.006	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.018	0.052	0.005
2017	0.353	0.015	0.041	0.006	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.018	0.052	0.005
2018	0.353	0.015	0.041	0.006	0.072	0.003	0.009	0.001	0.423	0.018	0.053	0.005
2019	0.352	0.015	0.041	0.006	0.072	0.003	0.009	0.001	0.423	0.018	0.053	0.006
2020	0.353	0.015	0.041	0.006	0.072	0.003	0.009	0.001	0.423	0.018	0.053	0.006
2025	0.353	0.015	0.040	0.007	0.073	0.003	0.008	0.001	0.422	0.018	0.054	0.006
2030	0.707	0.029	0.079	0.015	0.145	0.006	0.016	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2040	0.701	0.030	0.085	0.014	0.145	0.006	0.016	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2050	0.695	0.032	0.089	0.014	0.145	0.006	0.016	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2060	0.695	0.033	0.089	0.014	0.145	0.006	0.015	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2070	0.693	0.033	0.091	0.014	0.146	0.006	0.015	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2080	0.690	0.033	0.093	0.014	0.147	0.006	0.014	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2090	0.691	0.033	0.092	0.014	0.148	0.006	0.013	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2100	0.692	0.033	0.091	0.014	0.149	0.006	0.012	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000
2110	0.691	0.033	0.092	0.014	0.154	0.006	0.007	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000

③ 人口：中位 経済：ケースGの場合-機械的に給付水準調整を進めた場合-

年度 (西暦)	標準報酬按分率				積立金按分率				支出費按分率			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2015	0.369	0.016	0.044	0.006	0.055	0.002	0.007	0.001	0.424	0.019	0.053	0.005
2016	0.369	0.016	0.044	0.006	0.055	0.002	0.007	0.001	0.424	0.019	0.053	0.005
2017	0.368	0.016	0.044	0.006	0.055	0.002	0.007	0.001	0.424	0.018	0.052	0.005
2018	0.367	0.017	0.045	0.006	0.055	0.002	0.007	0.001	0.423	0.018	0.053	0.005
2019	0.367	0.017	0.045	0.007	0.055	0.002	0.007	0.001	0.422	0.018	0.054	0.006
2020	0.367	0.017	0.044	0.007	0.055	0.002	0.007	0.001	0.423	0.018	0.053	0.006
2025	0.366	0.017	0.044	0.008	0.055	0.003	0.006	0.001	0.421	0.018	0.054	0.006
2030	0.729	0.034	0.090	0.017	0.110	0.005	0.013	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
2040	0.721	0.035	0.098	0.016	0.110	0.005	0.012	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
2050	0.715	0.037	0.102	0.016	0.110	0.005	0.012	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
2060	0.715	0.037	0.102	0.016	0.110	0.005	0.012	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
2070	0.712	0.038	0.104	0.016	0.111	0.005	0.012	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
2080	0.709	0.038	0.107	0.016	0.111	0.005	0.011	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
2090	0.711	0.038	0.105	0.016	0.112	0.005	0.011	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
2100	0.712	0.038	0.104	0.016	0.113	0.005	0.010	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
2110	0.710	0.038	0.106	0.016	0.115	0.005	0.007	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000

(4) 厚生年金拠出金・交付金の見通し

第5-4-7表 厚生年金拠出金・交付金の将来見通し(平成26年財政検証)

① 人口：中位 経済：ケースCの場合

年度 (西暦)	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2015	12.1	0.6	1.6	0.2	12.1	0.6	1.6	0.1
2016	24.4	1.1	3.2	0.3	24.4	1.2	3.3	0.3
2017	24.8	1.2	3.3	0.4	24.7	1.2	3.4	0.3
2018	25.1	1.2	3.4	0.4	25.1	1.2	3.5	0.3
2019	25.5	1.2	3.4	0.4	25.4	1.2	3.6	0.3
2020	25.9	1.2	3.5	0.4	25.9	1.2	3.6	0.3
2025	28.8	1.4	3.8	0.5	28.6	1.3	4.1	0.4
2030	32.3	1.5	3.9	0.7	31.9	1.5	4.5	0.5
2040	45.5	2.1	5.8	1.0	45.9	2.0	5.7	0.7
2050	60.2	2.9	8.1	1.3	62.0	2.6	6.8	1.1
2060	77.8	3.9	10.3	1.7	79.7	3.4	8.9	1.6
2070	98.5	4.9	13.3	2.1	100.7	4.3	11.7	2.1
2080	122.0	6.1	16.8	2.7	124.7	5.5	14.8	2.5
2090	148.8	7.5	20.0	3.3	151.1	7.0	18.5	3.0
2100	181.9	9.0	23.7	4.0	183.0	8.6	23.3	3.7
2110	221.9	10.9	27.8	4.8	222.1	10.6	28.4	4.4

(注)「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」施行後の厚生年金保険法第八十四条の五第一項の規定による拠出金及び政府の負担(厚生年金拠出金の欄)および厚生年金保険法第八十四条の三の規定による交付金(厚生年金交付金の欄)の将来見通し。

② 人口：中位 経済：ケースEの場合

年度 (西暦)	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2015	12.1	0.6	1.6	0.2	12.1	0.6	1.6	0.1
2016	24.4	1.1	3.3	0.3	24.4	1.2	3.3	0.3
2017	24.8	1.2	3.3	0.4	24.7	1.2	3.4	0.3
2018	25.0	1.2	3.4	0.4	25.0	1.2	3.5	0.3
2019	25.2	1.2	3.4	0.4	25.1	1.2	3.5	0.3
2020	25.6	1.2	3.4	0.4	25.5	1.2	3.6	0.3
2025	28.3	1.3	3.8	0.5	28.1	1.3	4.1	0.4
2030	31.0	1.4	3.7	0.7	30.6	1.4	4.3	0.5
2040	40.0	1.9	5.1	0.9	40.4	1.8	5.0	0.7
2050	48.7	2.4	6.5	1.1	50.2	2.1	5.5	0.9
2060	57.5	2.8	7.6	1.3	58.9	2.5	6.6	1.2
2070	66.6	3.3	9.0	1.5	68.1	2.9	7.9	1.4
2080	75.7	3.8	10.4	1.7	77.3	3.4	9.2	1.6
2090	84.6	4.2	11.3	1.9	85.9	4.0	10.5	1.7
2100	94.8	4.7	12.2	2.1	95.2	4.5	12.1	1.9
2110	106.1	5.2	13.1	2.3	105.9	5.0	13.6	2.1

(注)「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」施行後の厚生年金保険法第八十四条の五第一項の規定による拠出金及び政府の負担(厚生年金拠出金の欄)および厚生年金保険法第八十四条の三の規定による交付金(厚生年金交付金の欄)の将来見通し。

③ 人口：中位 経済：ケースGの場合-機械的に給付水準調整を進めた場合-

年度 (西暦)	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2015	12.1	0.6	1.6	0.2	12.1	0.6	1.6	0.1
2016	24.4	1.2	3.3	0.3	24.4	1.1	3.3	0.3
2017	24.5	1.2	3.3	0.4	24.6	1.1	3.3	0.3
2018	24.7	1.2	3.4	0.4	24.7	1.2	3.4	0.3
2019	24.6	1.2	3.4	0.4	24.7	1.2	3.5	0.3
2020	24.7	1.2	3.4	0.4	24.7	1.2	3.5	0.3
2025	25.0	1.2	3.5	0.5	25.0	1.2	3.6	0.3
2030	25.3	1.3	3.4	0.6	25.4	1.2	3.6	0.4
2040	29.5	1.5	4.3	0.7	30.3	1.4	3.9	0.5
2050	32.8	1.8	5.0	0.8	34.3	1.5	3.9	0.7
2060	35.7	2.0	5.3	0.9	36.9	1.7	4.4	0.8
2070	38.3	2.1	5.8	0.9	39.4	1.9	5.0	0.9
2080	40.6	2.3	6.2	1.0	41.6	2.1	5.5	0.9
2090	42.5	2.4	6.4	1.0	43.2	2.2	5.9	1.0
2100	44.8	2.5	6.6	1.1	45.0	2.4	6.4	1.0
2110	47.0	2.6	6.8	1.1	47.2	2.5	6.8	1.1

(注)「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」施行後の厚生年金保険法第八十四条の五第一項の規定による拠出金及び政府の負担(厚生年金拠出金の欄)および厚生年金保険法第八十四条の三の規定による交付金(厚生年金交付金の欄)の将来見通し。